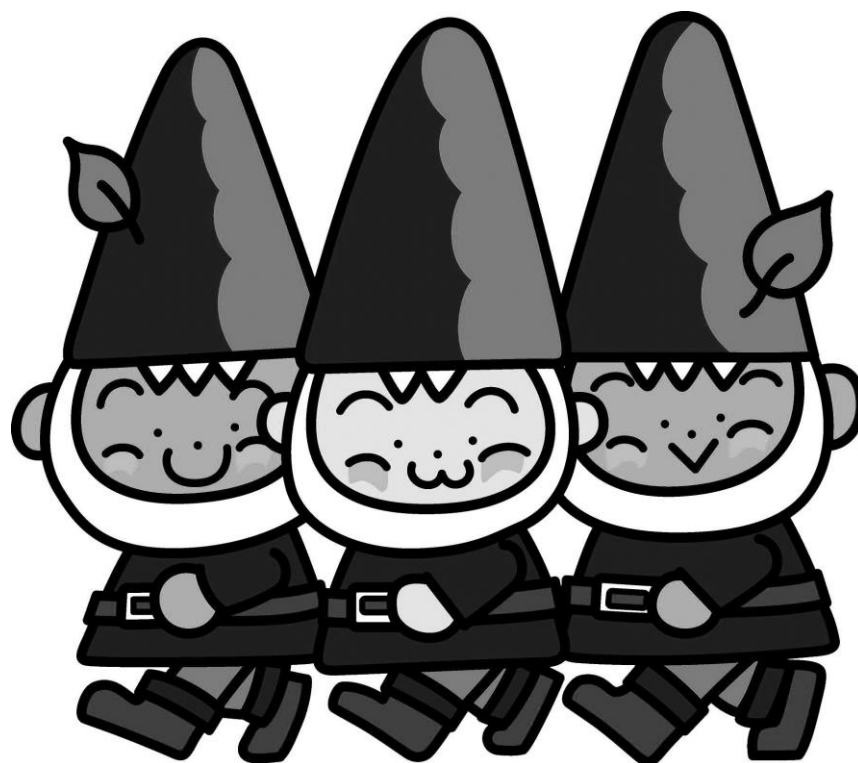


沼田市障害福祉計画

障害者福祉計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

沼田市

はじめに

本市では、障害者基本法に基づき、障害のある人が地域社会の中で社会の一員として安心して生活を営める体制を構築するため、平成23年度を初年度とした10年計画の沼田市障害者福祉計画を策定し、計画に基づく施策を推進してまいりました。

この10年間には、障害者総合支援法をはじめとして、障害者差別解消法、障害者虐待防止法など、障害者福祉制度の充実に向けた法整備が進み、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきています。



このたび、10年計画の最終年を迎えたことから、障害者福祉制度の変革を踏まえ、新たな「障害者福祉計画」を策定いたしました。

障害のある人の置かれた状況は様々ですが、誰もが生きがいを持って活動し、自立した生活を送ることができるよう環境整備とサービスの質の向上を図りながら、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し、ともに暮らすことができる社会づくりのための計画となっています。

この計画の策定にあたっては、「沼田市障害福祉計画（第5期）」及び「沼田市障害児福祉計画（第1期）」が令和2年度で終了になることから、関係法令に基づき、現計画の見直しや現状の分析・評価を行い、三つの計画を「沼田市障害福祉計画」として一体的に整備し、総合的かつ計画的に諸施策を推進することといたしました。

計画の基本理念である「ノーマライゼーション理念の実現」を目指し、市民の皆様をはじめ関係者と行政が一体となり、「沼田市障害福祉計画」を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

沼田市長 横山 公一

目次

第1章 計画策定	1
1 計画策定の概要	1
2 計画策定の背景と施策の動向	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象者	6
6 計画の策定体制	6
第2章 本市の障害者（児）を取り巻く現状	7
第3章 アンケート調査結果の概要	15
1 調査の目的	15
2 調査結果概要	15
3 調査結果の抜粋	16
第4章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	25
2 計画策定の視点	26
3 施策の体系	27
4 計画の具体的な目標	28
5 障害福祉サービス等の体系	35
第5章 施策の展開	37
1 お互いの理解と交流の促進	37
2 生活支援サービスの充実	40
3 保健・医療の充実	45
4 福祉教育・育成体制の充実	48
5 雇用・就労機会の充実	50
6 コミュニケーション環境の整備推進	53
7 ユニバーサルデザインのまちづくり推進	55
8 権利擁護の充実	58
9 計画の推進基盤の整備	60
第6章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策	63
1 訪問系サービス	63
2 日中活動系サービス	65
3 居住系サービス	70
4 相談支援	72
第7章 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策	75
1 必須事業	75
2 任意事業	81
第8章 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策	83
1 障害児通所事業	83
2 障害児相談支援	87

3 医療的ケア児調整コーディネーター	87
第9章 計画の推進体制と進捗評価.....	89
1 関係機関、地域との連携	89
2 自立支援協議会の運営	89
3 サービスの質の向上と供給体制の確保.....	90
4 計画の進行管理.....	90

第1章 計画策定

1 計画策定の概要

障害者計画は、障害者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、沼田市（以下、「本市」という。）においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーション（※）の実現を図るため、平成28年3月に「沼田市障害者福祉計画（後期計画）」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。また、障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、平成30年3月には障害者総合支援法に基づく「沼田市障害福祉計画（第5期）」、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援に対するきめ細やかな支援の充実を目的とする「沼田市第1期障害児福祉計画」を策定し、障害者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

「沼田市障害者福祉計画（後期計画）」、「沼田市障害福祉計画（第5期）」及び「沼田市障害児福祉計画（第1期）」が令和2年度で終了となることから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、現計画の見直しや現状の分析・評価を行い、総合的かつ計画的に施策を推進するため、以下3計画を「沼田市障害福祉計画」として一体的に策定します。

- 沼田市障害者福祉計画
- 沼田市第6期障害福祉計画
- 沼田市第2期障害児福祉計画

※ノーマライゼーションとは

障害者、障害児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現をめざすという考え方です。大きく以下の実現を目指します。

- 個人として尊重され、健常者と共生する社会の実現
- 社会参加の機会の確保、誰と生活するかを選択の機会の確保
- 社会生活を営む上での一切の物理的・社会的障壁の除去

（例）段差の除去、点字書籍の用意、エレベータの設置、障害者・障害児への偏見をなくす各種の取組み

2 計画策定の背景と施策の動向

発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障害の早期発見・早期支援や発達障害者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障害者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

障害者基本法改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害し、障害者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が平成24年10月に施行されました。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障害者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正がされています。

障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が平成25年4月に施行されました。

障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障害者差別の禁止及び精神障害者の法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。（法定雇用率の算定基礎の見直し施行については、平成30年4月より施行）

また、令和2年4月に国及び地方公共団体には、障害者活躍推進計画の作成と公表が義務付けられました。

成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

障害者権利条約批准

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障害者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾患数が令和元年7月に333疾患に拡大されました。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することで、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

障害者基本計画（第4次）

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等を受け「障害者基本計画（第4次、平成30年度～令和4年度）」を策定しました。障害者基本法第1条の全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための計画となっています。

障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、

- ①障害者の望む地域生活の支援
- ②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

の改正が行われます。②に関しては、各自治体において障害児福祉計画の策定が盛り込まれています。

障害者文化芸術活動推進法

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

視覚障害者等読書環境整備推進法

情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布、施行されました。

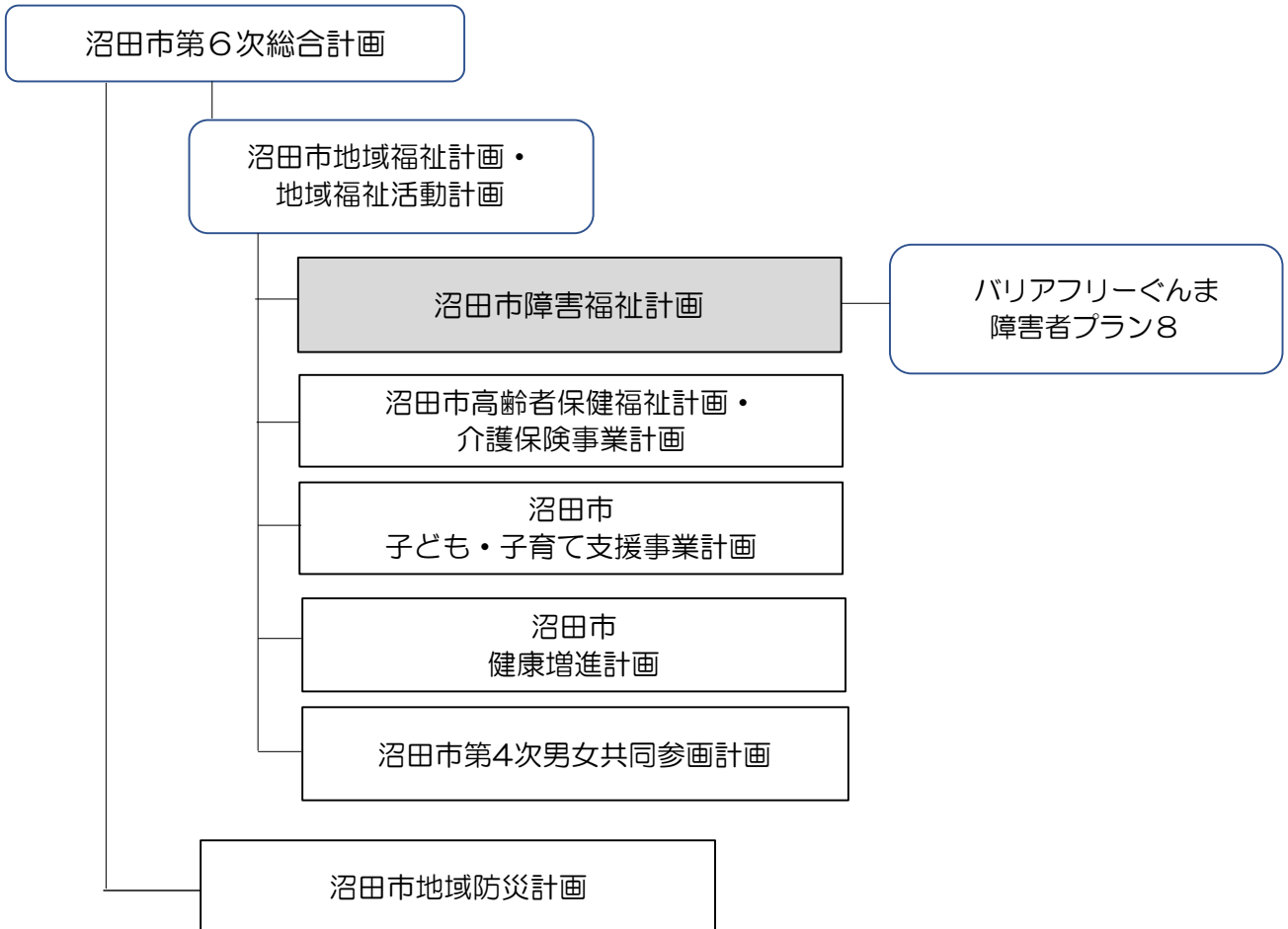
県・本市の動向

こうした国の動きを踏まえ、群馬県では平成30年に「バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）」を策定し、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し共に支え合う「共生社会」の実現に向けた施策を展開しています。また、県では、障害者をはじめ、だれもがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動に参加できる社会の実現を目指して「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が、平成15年3月から施行されています。

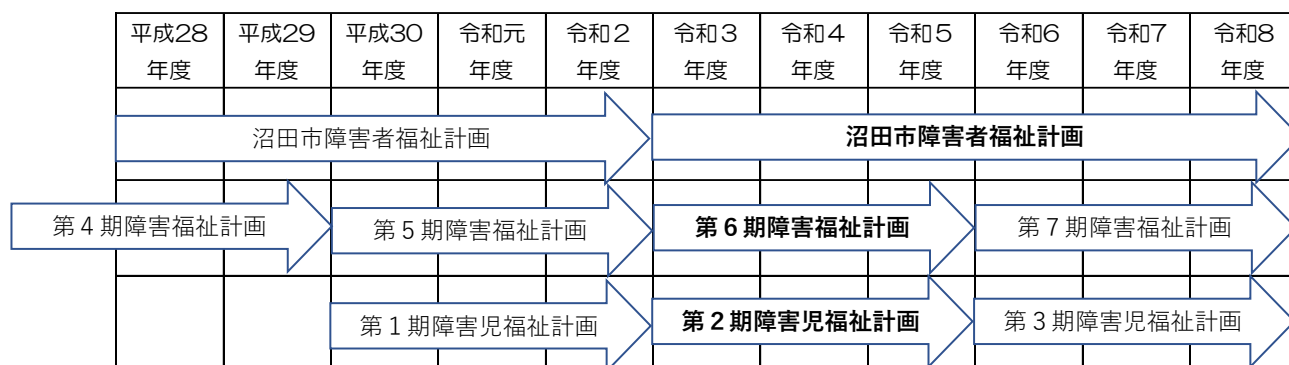
本市においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、平成29年3月に『沼田市障害者基本計画（後期）』が策定され、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。また、障害者に係る計画のうち、生活支援に係る「沼田市障害福祉計画」については、改定が重ねられ、現在は第5期計画が推進されています。さらに障害児支援に対するきめ細やかな支援の充実を目的とする「沼田市第1期障害児福祉計画」を策定し、障害者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

3 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「沼田市第6次総合計画」の個別計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画や、福祉分野の上位計画である「沼田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や、災害時対応での「沼田市地域防災計画」等、市が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



4 計画の期間



5 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障害、知的障害、精神障害に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、発達障害などの障害者（児）です。

6 計画の策定体制

■利根沼田地域自立支援協議会

障害者団体、保健福祉関係者、民生委員や児童委員及び関係行政機関（教育・雇用関係機関、障害者関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者）、学識経験者等で構成している利根沼田自立支援協議会において、事務局が作成した計画案を審議し、最終的な計画内容を決定しました。

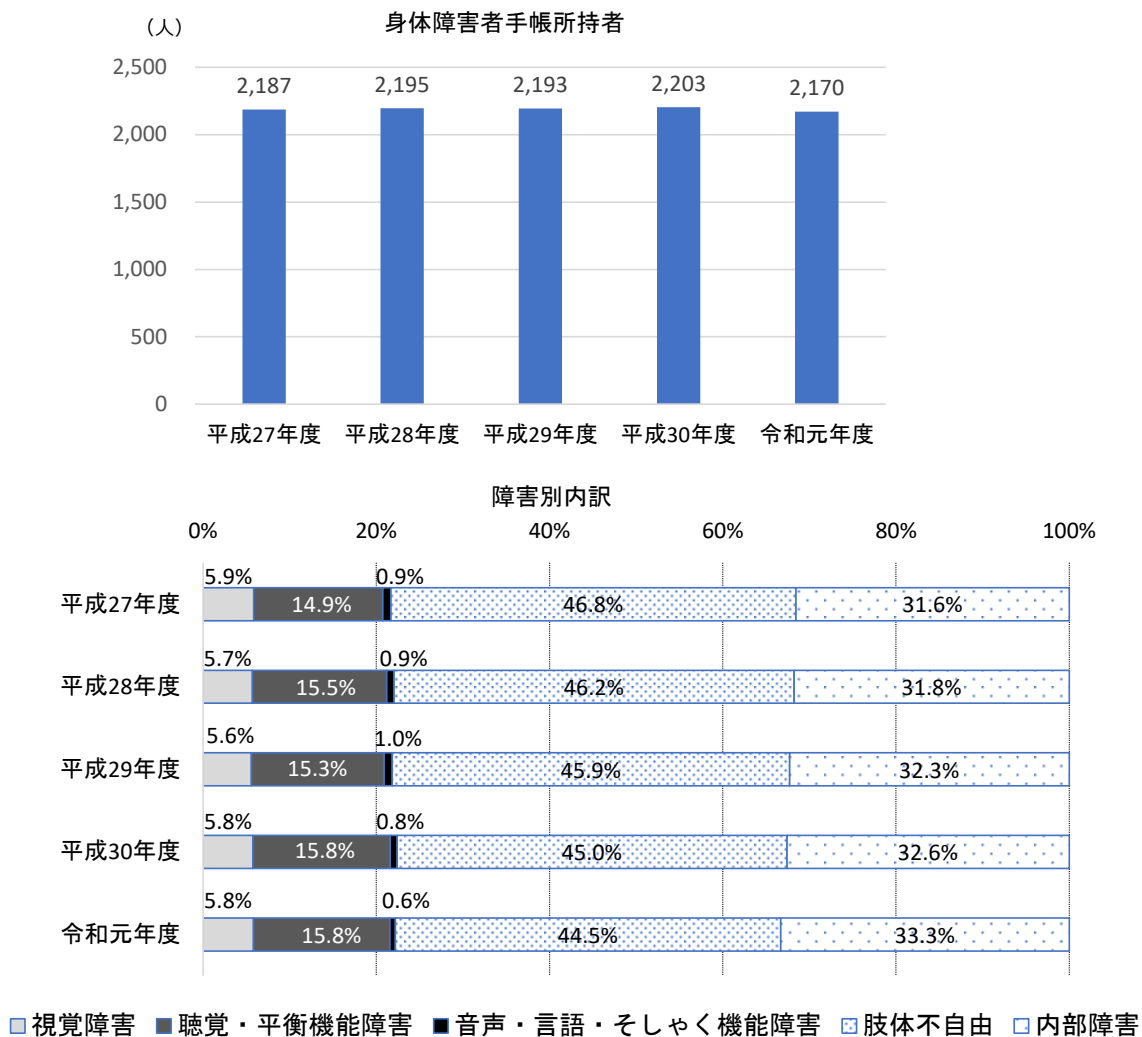
第2章 本市の障害者（児）を取り巻く現状

（1）身体障害者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けることができます。障害の重度に応じて1級から6級まであります（級が小さいほど重度の障害）。

■平成27年度～令和元年度の身体障害者手帳所持者人数、障害別状況、等級別状況

本市の身体障害者手帳の所持者は平成27年度で2,187人、令和元年度で2,170人とほぼ横ばいです。障害別では、肢体不自由がほぼ半数を占め、内部障害（※）、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。



資料：社会福祉課

※内部障害

疾患などによる内臓機能の障害により、日常生活活動が制限されること。身体障害者福祉法では、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、膀胱(ぼうこう)または直腸機能障害、小腸機能障害、免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害を、内部障害として定めています。

（2）知的障害者

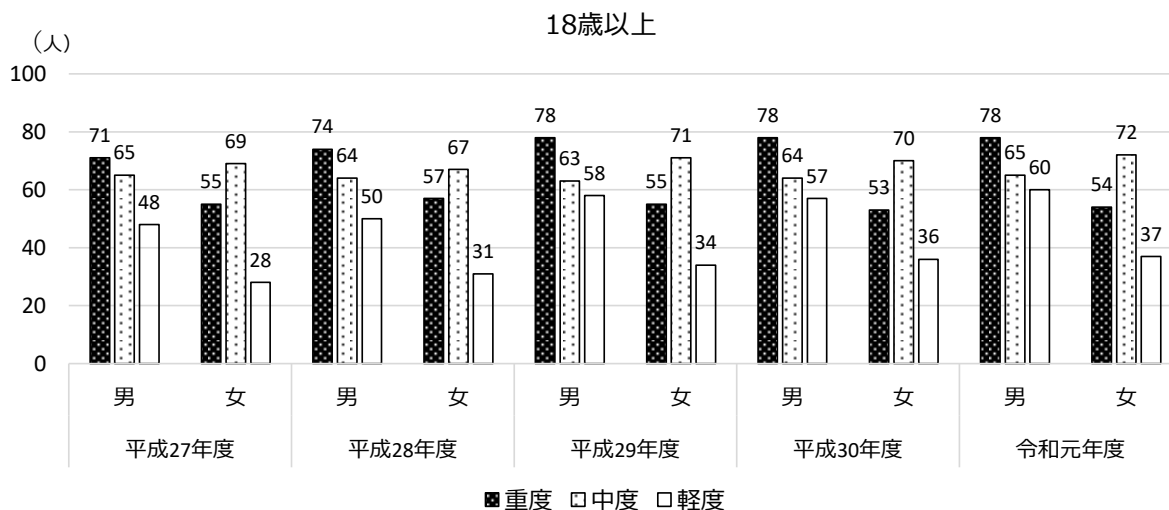
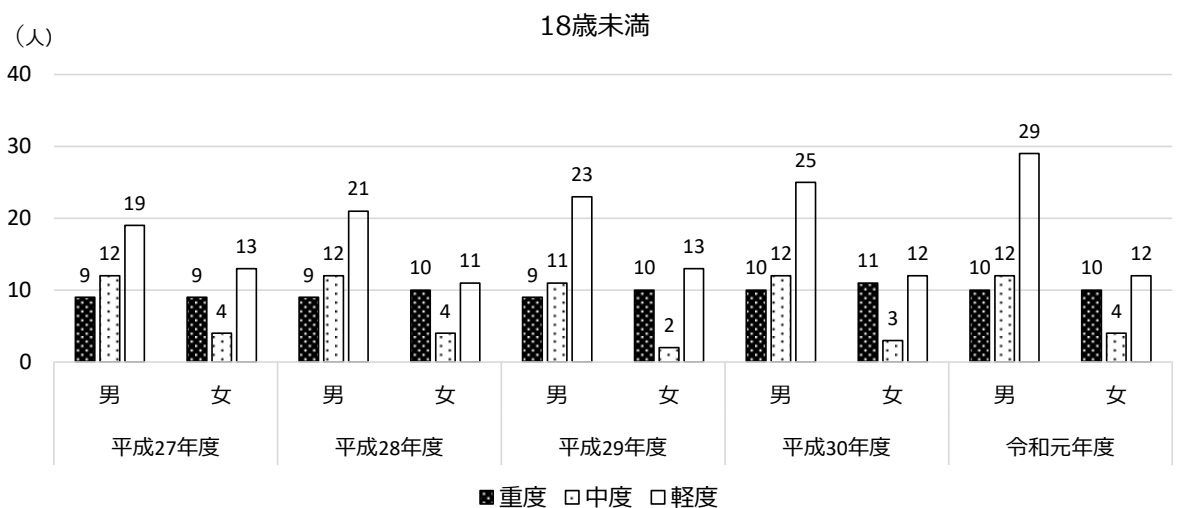
療育手帳とは、「知的障害者福祉法」(※1)などの法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき整備された制度であり、各種の障害福祉サービスを受けることができます(※2)。障害の程度に応じて、A1～3（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられます。

※1 知的障害者の自立と社会活動への参加を促進し、必要な援助と保護を行うことを目的とします。

※2 各都道府県の独自の制度であり、知的障害者が各種サービスを受ける際に、必ず持っていないと推定されるものではありませんが、取得しておくことが推奨されています。

■平成27年度～令和元年度の療育手帳所持者人数

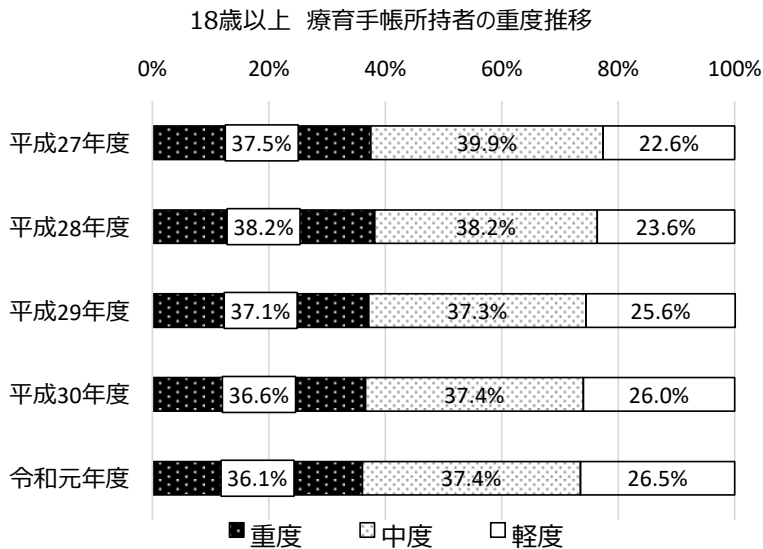
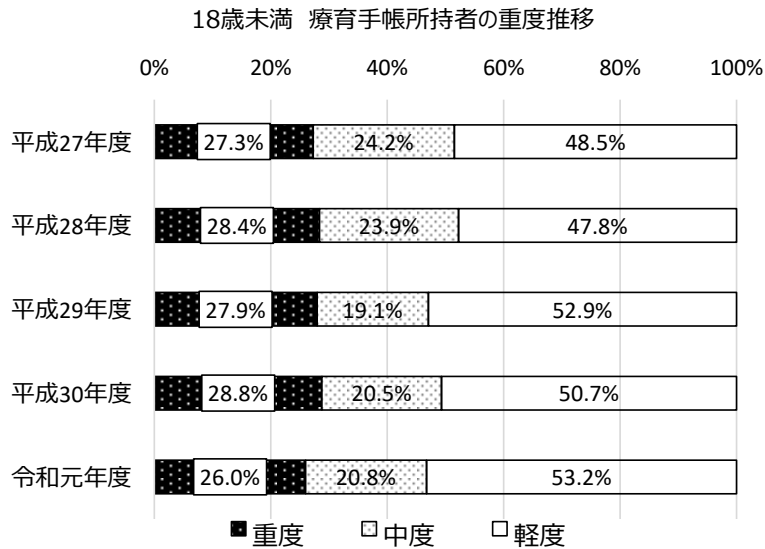
本市の療育手帳の所持者は平成27年度402人、平成29年度で427人、令和元年度は443人と増加傾向にあります。男女別では平成27年度で男性224人、女性178人、平成29年度で男性242人、女性185人、令和元年度で男性254人、女性189人と男性が比率、増加率とも高くなっています。



資料：社会福祉課

■平成27年度～令和元年度の療育手帳等級別状況

障害の程度では、「重度」が平成27年度で35.8%、平成29年度は35.6%、令和元年度は34.3%、「中度」が平成27年度で37.3%、平成29年度は34.4%、令和元年度は34.5%で減少傾向にあり、その分「軽度」が増加しています。



療育手帳所持者の重度推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
重度	35.8%	36.6%	35.6%	35.3%	34.3%
中度	37.3%	35.8%	34.4%	34.6%	34.5%
軽度	26.9%	27.6%	30.0%	30.1%	31.2%

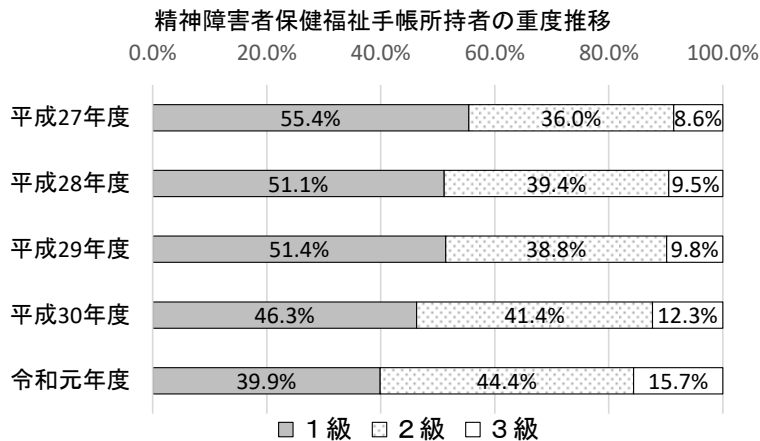
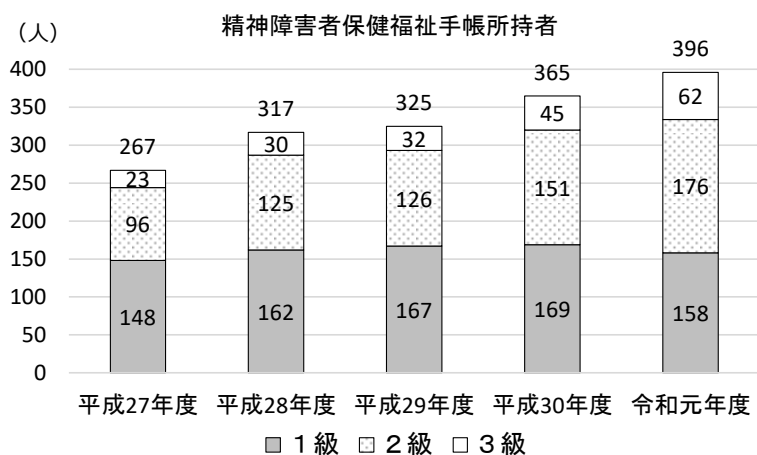
資料：社会福祉課

（3）精神障害者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」で定められています。必ずしも手帳の交付を受けている必要はありませんが、持っている税制の優遇や公共交通機関の割引などを受けることができます。

■平成27年度～令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者人数、等級別状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成27年度で267人、平成29年度で325人、令和元年度で396人と増加傾向にあります。等級では、1級が平成27年度で55.4%、平成29年度は51.4%、令和元年度は39.9%と減少傾向にあり、その分2級、3級が増加しています。



■精神通院医療（自立支援医療）受給者数

精神障害のある人のうち通院医療費の公費負担を受けている人は、平成27年度で526人、令和元年度で620人と100人近く伸びています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数（人）	526	550	518	578	620

※精神通院医療は通院による治療を継続的に必要とする精神疾患が対象です。自立支援医療とは障害者（児）が心身の障害の除去または軽減のために受けた医療費について、公費により自己負担額を軽減する制度です。

資料：社会福祉課

（４）障害のある児童・生徒の就学の状況

■公立小・中学校特別支援学級数及び児童・生徒数

小学校、中学校とも若干の増加傾向にあります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
小学校	学級数	20	19	19	19	21
	生徒数（人）	47	50	54	57	58
中学校	学級数	10	11	11	12	13
	生徒数（人）	27	28	30	30	34
合計	生徒数（人）	74	78	84	87	92

■群馬県立沼田特別支援学校児童・生徒数

小学校、中学校とも若干の減少傾向にあります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
小学校	生徒数（人）	27	25	25	25	24
中学校	生徒数（人）	12	15	16	16	14
合計	生徒数（人）	39	40	41	41	38

※特別支援学校は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などで、比較的障害の程度が重い児童を対象に幼稚部、小学部、中学部、高等部に分かれています。特別支援学級は通常の小中学校で設置される少人数学級で、通級による指導などを行います。

（５）福祉医療受給の推移

平成 29 年度から若干の減少傾向にあります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
重度心身障害者（児） 医療費助成事業	対象（人）	764	756	746	718	680
	件数（件）	16,001	16,074	16,183	16,308	15,588
高齢重度障害者 医療費助成事業	対象（人）	697	677	673	670	672
	件数（件）	16,135	16,153	16,030	15,938	16,074
合計	対象（人）	1,461	1,433	1,419	1,388	1,352
	件数（件）	32,136	32,227	32,213	32,246	31,662

※重度の心身障害者の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担を補助する制度です。

(6) 地域活動支援センターなどの利用状況

令和元年度にける地域活動支援センターの利用等の状況です。

【福祉作業所】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
沼田市第一福祉作業所	20	3,002	239
沼田市第二福祉作業所	15	2,651	239
沼田市白沢福祉作業所	10	1,585	240
沼田市あおぞら作業所	20	1,950	238

【就労継続支援B型・ 就労移行支援事業所】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
工房あおぞら（就労継続支援B型）	20	2,459	245
アルモニ（就労移行支援）	6	1,655	240
アルモニ（就労移行支援B型）	14	3,297	240
coco-kara（就労継続支援B型）	10	441	237
みんなのジョブセンター（就労継続支援B型）	20	1,257	240

【共同生活援助】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
もみの木ハウス結月（共同生活援助）	28	7,201	366
ホームひがしはら（共同生活援助）	6	2,196	366

【障害者支援施設】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
沼田市在宅重度心身障害者デイサービスセンター（R2.7.31 閉所）	6	827	240
coco-kara 自立訓練（生活訓練）	10	2,207	237

【児童発達支援事業所】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
沼田市障害児通所施設アップル	10	1,662	240
利根沼田子ども発達支援センターリズム（児童発達支援）	10	2,240	242
ハートグリーン（児童発達支援）	10	1,901	241

【放課後等デイサービス】	通所定員（人）	延べ通所者数（人）	開所日数（日）
くろーばーぬまた	10	2,683	289
くろーばーひがしはら	10	2,709	289
くろーばーぬまた南	5	1,269	289
手をつなごう	10	2,363	290
スペースゆう	10	3,487	289
利根沼田子ども発達支援 センター リズム	10	3,130	277
すてっぷ	10	2,249	241

第2章 本市の障害者（児）を取り巻く現状

第3章 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

本市では、「ノーマライゼーション理念の実現」を基本方針とした「沼田市障害者福祉計画」を策定し、さらに障害者（児）に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「沼田市障害福祉計画」と「沼田市障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて障害者（児）福祉施策の推進を図ってきました。

これらの計画は、国の基本方針に基づき3年ごとに見直すこととなっており、本年度における「沼田市第6期障害福祉計画」及び「沼田市第2期障害児福祉計画」の策定に向け、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査結果概要

(1) 調査の対象者

障害者手帳をお持ちの65歳未満の方の中から、1,000名を無作為に抽出しました。

(2) 調査方法と実施期間

■調査方法：郵送による配布、回収

■実施期間：令和2年9月7日～令和2年9月25日

(3) 回収結果

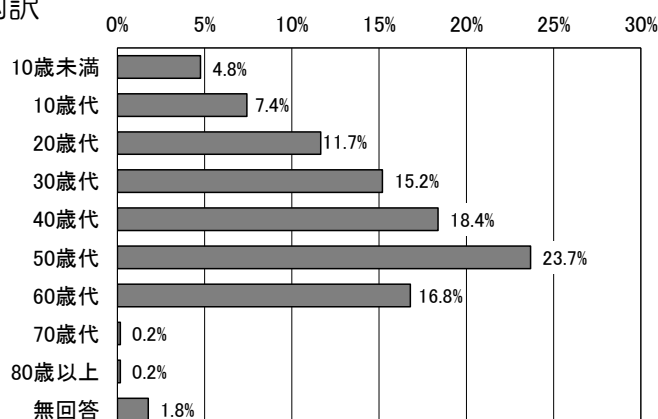
配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000件	566件	566件	56.6%

(4) 調査結果の概要

■障害者手帳の内訳

手帳区分	所持者数（人）
身体障害者手帳	279
療育手帳	171
精神障害者保健福祉手帳	176

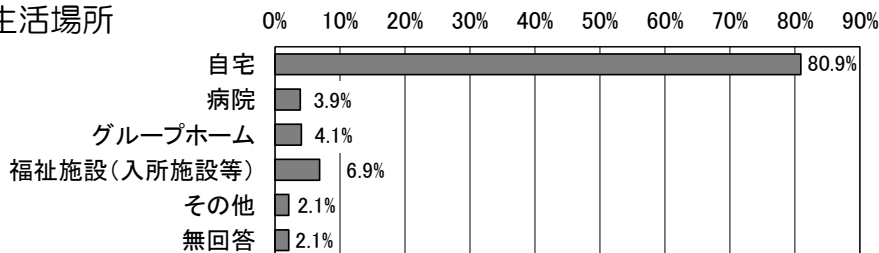
■年齢別の内訳



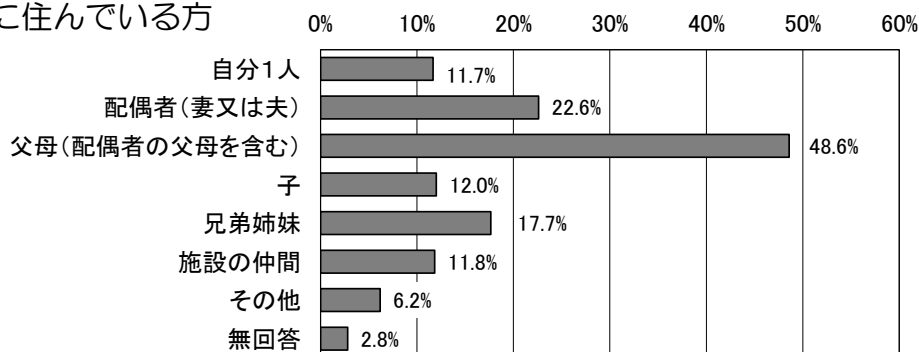
3 調査結果の抜粋

(1) 回答者の状況

①現在の生活場所

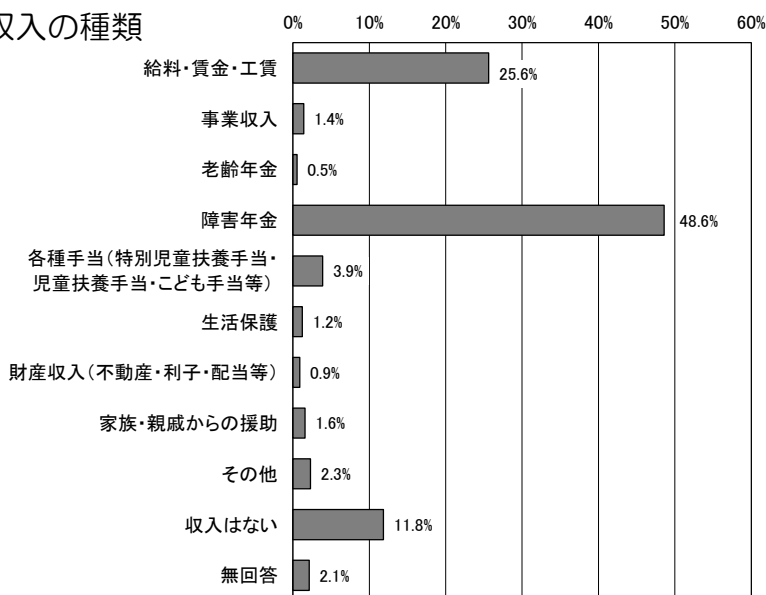


②一緒に住んでいる方



※自宅に住んでいる方、家族と住んでいる方が最も多くなっています。一方、一人暮らしの方も1割強見られます。

③主たる収入の種類

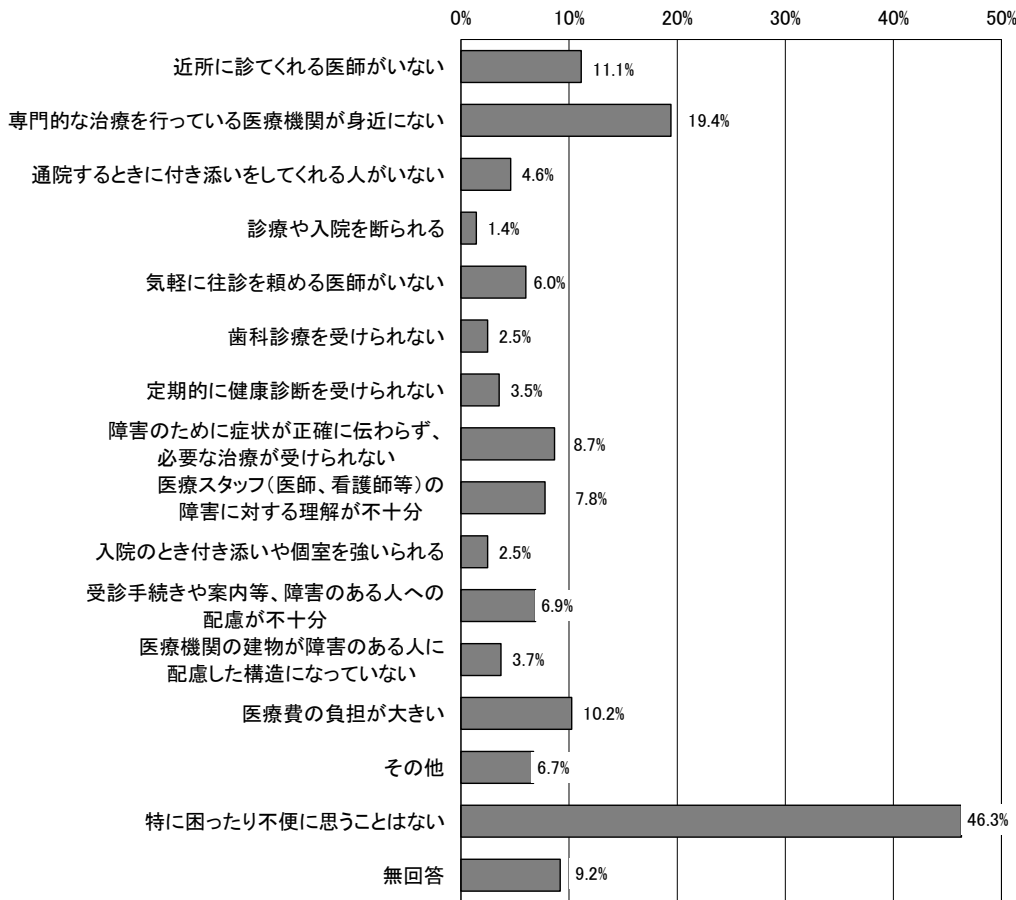


※択一回答でしたが「障害年金」と同時に「給料・賃金・工賃」を回答した方も13%ほどいました。(実態はもっと多数)

◆世帯の主な収入源を制度、障害等級にみると、厚生年金1級、2級では「本人の年金」のみ(1級:42.0%、2級:32.1%)の割合が最も多く、厚生年金3級では「本人の労働収入と年金」(15.0%)の割合が最も多くなっています。また、国民年金では1級、2級ともに「本人の年金」のみ(1級:36.5%、2級:21.3%)が最も多くなっています。障害の程度が軽くなるにつれて、「本人の年金」のみの割合は減少する傾向にあります。(障害年金受給者実態調査:平成26年 厚労省)

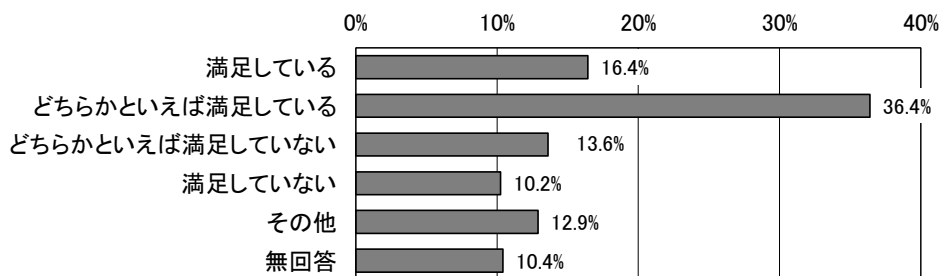
(2) 医療・福祉サービス

①健康管理や医療について、困ったり不便に思うこと（複数回答）



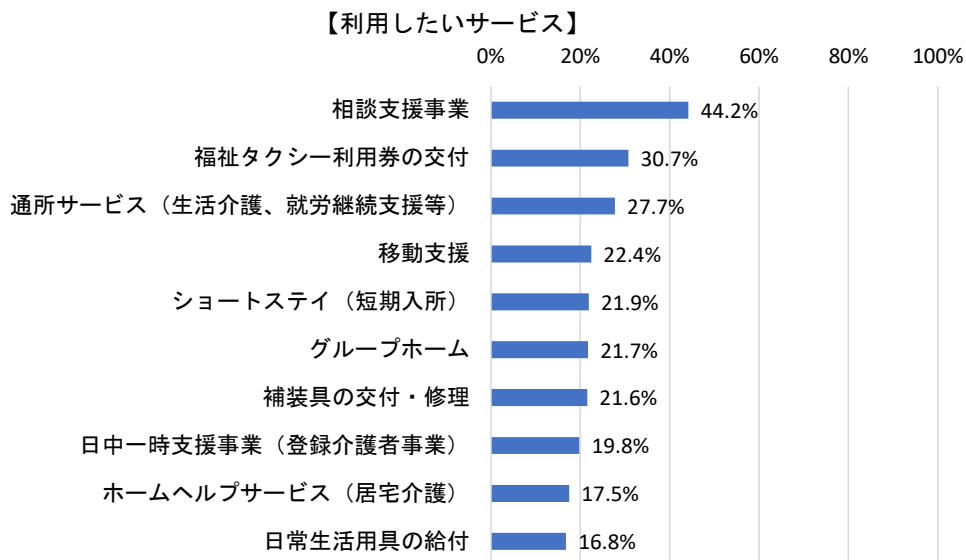
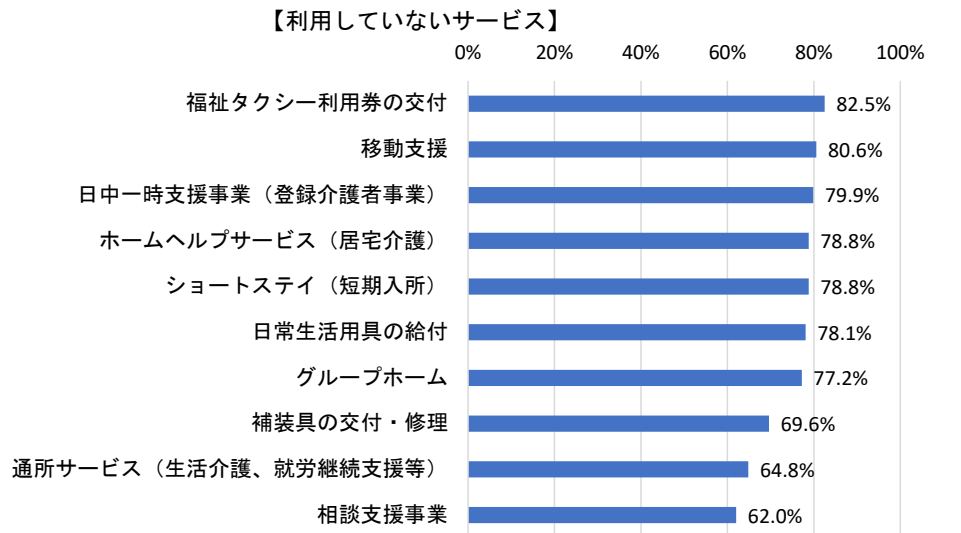
※「近所に診てくれる医師がない」、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が多くなっており、地域医療の充実や通院手段の支援が必要となっています。

②本市の障害福祉サービスについて



※半数近くの方（52.8%）が満足していると回答しています。

③障害福祉サービスの利用について

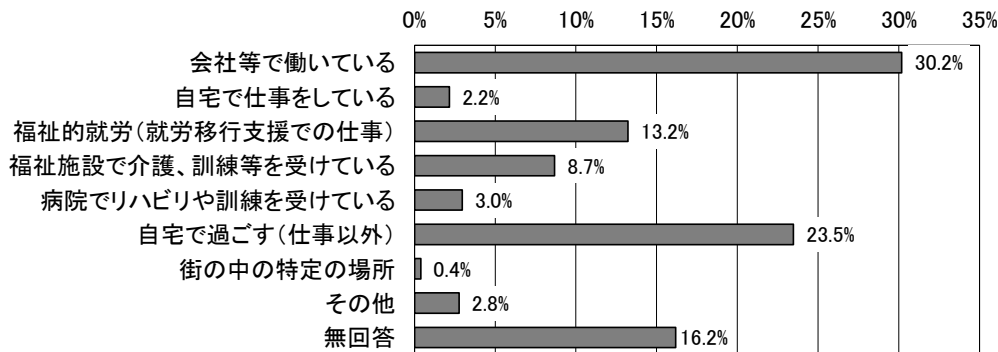


※「福祉タクシー利用券の交付」については、利用していない方が最も多いのに関わらず、利用したいサービスでは2位となっています。「利用していない」は「利用したいが、利用できない」といった面も伺える結果となっています。

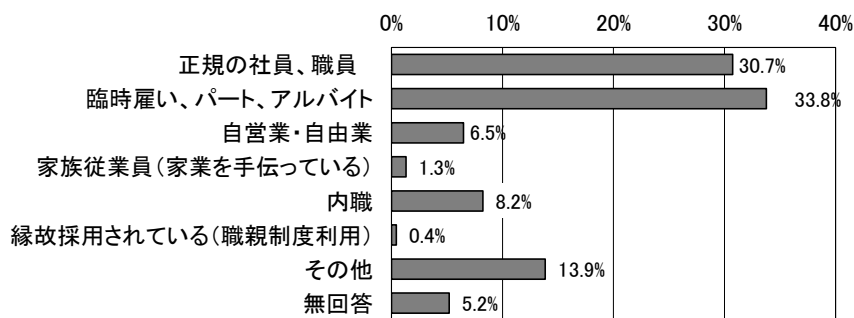
また、利用したいサービスとして「相談支援事業」が最も多く、今後アウトリーチ的な相談体制の充実も必要と見られます。

(3) 就労状況について

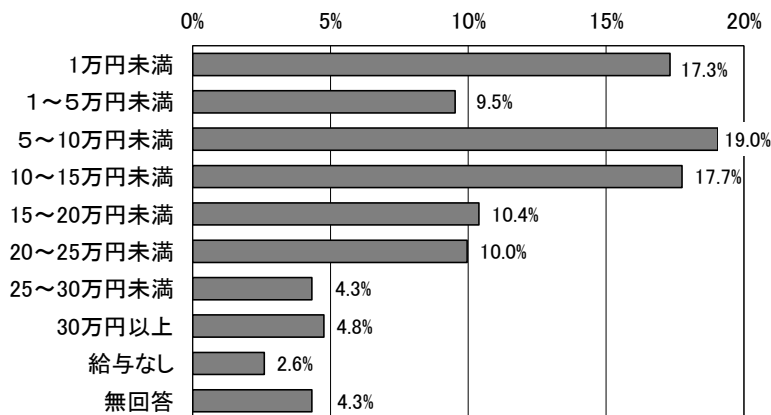
①18歳以上の方の日常について、



②会社や自宅、就労支援施設で働いている方の就業形態



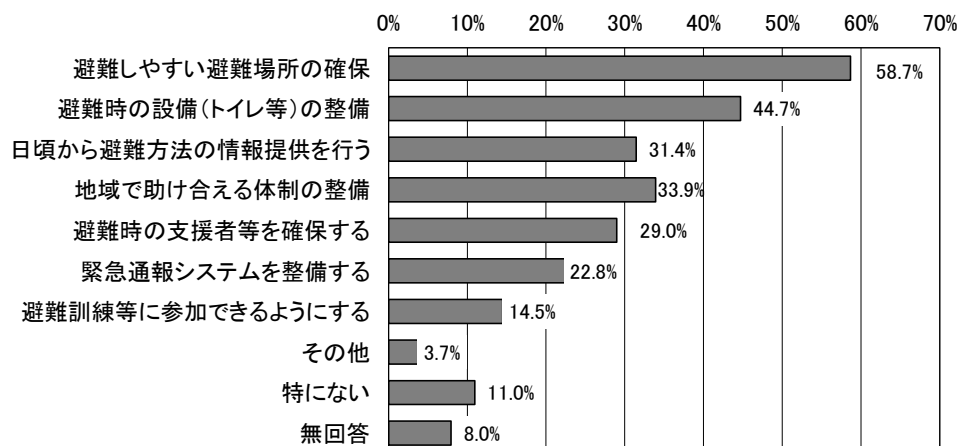
③働いている方の収入(月額)



※就労移行支援施設も含め 45.6%の方が働いており、就業形態も正社員が 30.7%を占めています。月収は 5～15 万円が最も多く、36.7%となっています。

(4) 災害時の緊急避難について

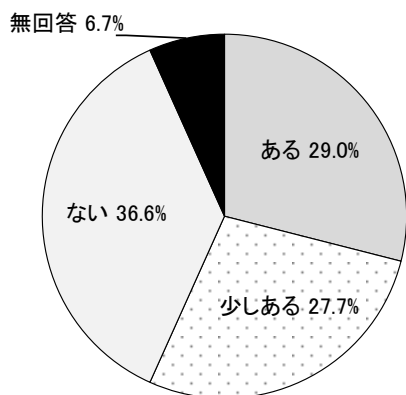
①どのような対策が必要か



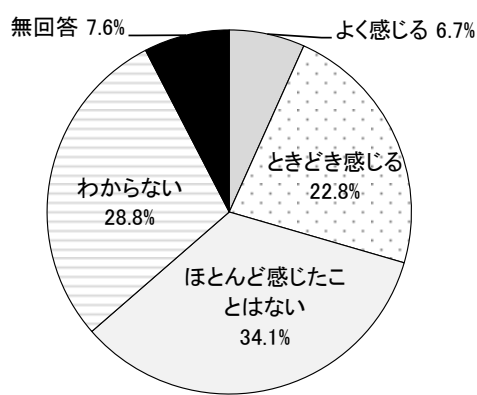
※避難しやすい場所や避難所の設備等、障害者の特性に配慮した避難所の対策や聴覚や視力、言語に障害がある人も考慮した通報支援体制の整備も求められています。

(5) 差別や偏見について

①障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。



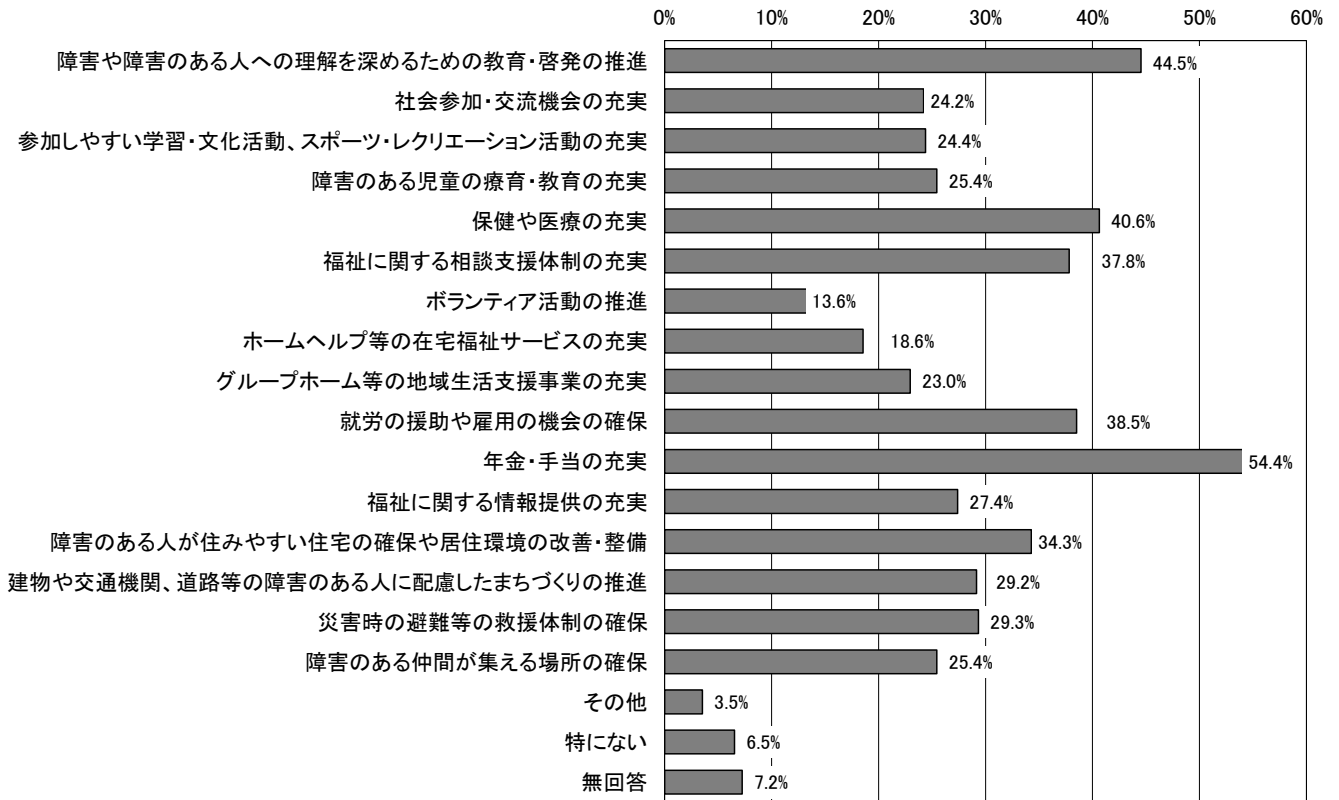
・日常生活において差別や偏見を感じることはありますか。



※嫌な思いをする(した)ことがある方が6割近くにも上り、日常生活で差別や偏見を感じられた方は約3割も存在しています。

(6) 福祉制度について

①暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が重要



※年金・手当の充実が最も多くなっていますが、一方で就労促進や社会での活動、差別解消のための教育・啓発の推進が多く求められています。

4 アンケート調査から見る現状と課題

①日常生活や外出の際の支援等

障害者向けアンケート調査（以下、「調査」）によると日常生活における動作については、ほぼ半数の方が見守りや声かけ、何らかの支援が必要と回答しています。手伝いや支援が必要な生活動作については、食事づくり、掃除、買い物、外出や通院、お金の管理を半数以上の方が必要としています。

また、外出する際に不便と感ずることは、「支援者がいないと外出できない」、「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」、「公共交通機関が利用しにくい」が比較的多く回答されています。日常生活においては、市やボランティアの支援だけでなく地域住民による助け合いが最も必要となっています。本市では公共施設をはじめとしたバリアフリーの推進や交通弱者への移動支援を推進してきましたが、更なる内容の充実が求められています。

②保健・医療サービスの整備

調査によると健康管理や医療について困ることや不便に思ふことは、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」、「近所に診てくれる医師がいない」や「医療費の負担が大きい」が上位を占めています。医療費負担の軽減や、総合病院を中心とした各医療機関と連携した広域医療体制の充実と通院手段の確保等の更なる充実が求められます。

③就労機会の向上と職場環境の改善

調査によると就労している方（就労支援、就労継続支援 A 型・B 型等含む）は 45.6% で雇用形態が正社員の方は 30.7%、パート・アルバイトの方は 33.8%となっています。月収は 5～10 万円の方が 19.0%と最も多く、次いで 10～15 万の方が 17.7%となっています。また、20 万円以上の方は 19.1%となっています。

障害者が仕事をするためには、どのような環境が整っていることが必要かの設問については、「障害の状態にあわせた働き方を認めること」が 54.6%と最も多く、次いで「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」が 52.8%となっています。障害の有無にかかわらず共に働くことの意義を市民や企業へ理解浸透させることや、障害者が就労可能な職種の開発や相談体制の更なる充実が重要です。

本市においても職員への障害者雇用の拡大や、障害者就労施設からの優先的な調達を積極的に図っていく必要があります。

④偏見や差別の解消

調査によると障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがある方が約 6 割、日常生活において、差別や偏見を感じられる方が 3 割近くいます。

障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えることでお互い理解しあっていけるような「共生社会」の実現に向け、学校教育や市民への啓発等を推進していく必要があります。

⑥災害時の避難等緊急対応

調査によると災害時の緊急避難で必要な対策として、「避難しやすい避難場所の確保」を半数強の方が挙げています。次いで「避難時の設備（トイレ等）の整備」や「日頃から避難方法の情報提供を行う」が多く挙げられています。

災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者への対応や情報収集、聴覚障害者や視覚障害者等、障害種別による伝達手段や避難方法など地域全体を含めた事前の準備、ルール付けが必要です。また、避難所設営では、聴覚、視覚、知的障害や車いすなど障害種別に配慮した避難所の確保など、今後検討していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、障害のある人が社会で普通に生活できる条件を整備し、障害の有無にかかわらず、ともに生活・活動できる社会を実現することが必要です。

そこで、今後の本市における障害福祉行政のあり方及び障害のある人がさらに暮らしやすいまちづくりを推進していくため、基本理念及び基本的な視点は前回計画を継承し、以下のとおりと定めます。

「ノーマライゼーション理念」の実現

障害者基本法第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(※)」の実現を目指し、本市に暮らす全ての人々が等しく尊重され、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる共生社会づくりを進めるため、上記基本理念のもと施策を推進していきます。

※地域共生社会

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情にに応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要となっています。

自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて、『他人事』ではなく『我が事』として行われてこそ、参加する人の暮らしの豊かさを高めることができ、持続していきます。(「地域共生社会」の実現に向けて 厚生労働省 一部改)

2 計画策定の視点

基本理念の実現を目指すため、本計画は以下の視点に基づき施策・事業を推進します。

基本的な視点

1. 障害のある人の尊重と自立支援

障害のある人、一人ひとりの持つ可能性が尊重され、主体性・自立性を確保し、自らが積極的に社会に参加していける施策展開を図ります。

2. 全員参加のまちづくり

障害のある人に住みやすいまちをつくることは、すべての人に住みやすいまちをつくっていくことにほかなりません。このため、すべての人の参加によるまちづくりを進めます。

3. 障壁のない社会づくりの推進

障害のある人を取り巻く社会環境から物理的・制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上などの障壁を取り除き、障害のある人が各種の社会活動を自由にできる社会づくりを進めます。

4. 施策の総合的かつ体系的な推進

障害者施策は福祉や保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、関連施策の総合的かつ体系的な推進に努めます。

3 施策の体系

基本目標

施策の方向

1. お互いの理解と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害についての啓発・広報活動の推進 (2) ふれあいの機会の拡大 (3) 福祉教育の充実 (4) ボランティア活動の推進
2. 生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービスの充実 (2) 年金・手当などの充実と制度の周知 (3) 人材の養成・確保 (4) スポーツ・文化活動の振興と施設整備
3. 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害、難病の発生予防と早期発見の充実 (2) 保健・医療・福祉体制の推進 (3) 精神保健対策の推進
4. 福祉教育・育成体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 早期療育の推進 (2) 障害児保育の充実 (3) 学校教育などの充実
5. 雇用・就労機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就労機会の拡大 (2) 福祉的就労の場の確保 (3) 職業相談体制の推進
6. コミュニケーション環境の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報利用の促進・整備 (2) 情報化への対応
7. ユニバーサルデザインのまちづくり推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 公共施設の整備促進 (3) 移動交通機関の充実 (4) 災害時などにおける安全の確保
8. 権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度の充実 (2) 虐待防止のための体制の整備 (3) 差別の禁止
9. 計画の推進基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉推進の拠点づくり (2) 障害者相談支援センターの充実 (3) 計画の推進体制の充実

4 計画の具体的な目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本方針

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

○第5期の実績と第6期の目標

第5期 目標	平成28年度末の施設入所者数	90人
	①地域生活移行者数	9人
	②令和2年度末の施設入所者数	95人
第5期 実績	①令和元年度末の地域生活移行者数	5人
	②令和元年度末の施設入所者数	88人
第6期 目標	①地域生活移行者数	6人
	②令和5年度末の施設入所者数	86人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 地域生活移行者数は、令和元年度末の施設入所者数×6%（小数1位切り上げ）

※3 令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者数×98.4%（小数1位切り上げ）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本方針

①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

※以下は県の取組事項

②精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を令和5年度において316日以上とする。

③令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として算定する。

④精神病床からの早期退院率を令和5年度において以下の目標値とする。

- ・入院後3カ月時点での退院率 69%以上
- ・入院後6カ月時点での退院率 86%以上
- ・入院後1年時点での退院率 92%以上

○第5期の実績と第6期の目標

①協議の場の開催

第5期 目標	令和2年度末までに利根沼田地域自立支援協議会に協議の役割を付与します。
第5期 実績	利根沼田地域自立支援協議会に協議の役割を付与するとともに、利根沼田圏域の市町村・事業所等と連携を図りながら事業推進していく必要があるため、令和2年度に利根沼田地域自立支援協議会に協議の場を設置（令和2年10月時点の予定）。
第6期 目標	利根沼田地域自立支援協議会における保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、年1回以上開催します。

②精神障害者の地域移行支援等の利用促進

第6期 目標	令和5年度末の精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人
	令和5年度末の精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人
	令和5年度末の精神障害者の共同生活援助の利用者数	1人
	令和5年度末の精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

●国の基本方針

①令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- また、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業に係る移行者数を
- ・就労移行支援事業は、令和元年度の移行実績の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業は、令和元年度の移行実績の1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業は、令和元年度の移行実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業は、令和5年度中に就労移行支援事業で一般就労に移行した人の70%が利用

③就労定着支援事業の就労定着率

- ・就労定着支援事業所のうち70%を就労定着率が80%以上とする。

○第5期の実績と第6期の目標

①福祉施設から一般就労への移行

第5期 目標	平成28年度末の一般就労移行者数	0人
	令和2年度末の一般就労移行者数	1人
第5期 実績	令和元年度末の一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	2人

・就労移行支援事業

第5期 目標	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	8人
	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	19人
第5期 実績	令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数	12人
	上記のうち一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	2人

・就労継続支援A型事業

第5期 実績	令和元年度末の就労継続支援A型事業の利用者数	9人
	上記のうち一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	2人

・就労継続支援B型事業

第5期 実績	令和元年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	94人
	上記のうち一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	2人

②就労定着支援事業

第5期 実績	令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数	2人
	上記のうち一般就労移行者数	0人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	6人

③就労定着支援事業の就労定着率

第5期 実績	令和元年度末の就労定着支援事業所数	1事業所
	上記のうち就労定着率が80%以上の事業所数	0事業所
第6期 目標	令和5年度末の就労定着支援事業所数	1事業所
	上記のうち就労定着率が80%以上の事業所数	0事業所

(4) 地域生活支援拠点等の整備

●国の基本方針

- ①令和元年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能充実のため年1回以上、運用状況の検証及び検討を行う。

○第5期の実績と第6期の目標

第5期 目標	利根沼田圏域で1つの整備を目指し、自立支援協議会の定例会などを通じて圏域の構成市町村と連携を図りながら整備を推進します。	
第5期 実績	令和2年度に利根沼田圏域で整備。 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点事業所等の数（令和2年度末） 1事業所 ・検証及び検討の回数（令和2年度） 1回 	
第6期 目標	利根沼田圏域で整備されており、今期も同様の体制を確保するとともに、その機能充実と連携体制の強化のため、拠点事業所等の増加に取り組みます。	1事業所
	機能充実に向けた検証及び検討を実施します。	年1回以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

<p>●国の基本方針</p> <p>①児童発達支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、少なくとも1か所以上設置。 <p>②保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。 <p>③主に重症心身障害児のサービス事業所の確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保。 <p>④医療的ケア児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置。 <p>⑤発達障害者等に対する支援（※活動指標の設定）</p> <p>※以下は県の取組事項</p> <p>⑥難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保。

○第5期の実績と第6期の目標

①児童発達支援センターの設置

第5期 目標	利根沼田圏域で1か所の設置を目指し、県及び圏域の構成市町村と連携しながら整備を図ります。
第5期 実績	整備に向けて関係機関と連携を図った。
第6期 目標	利根沼田圏域で1か所の設置を目指し、県及び圏域の構成市町村と連携しながら整備を図ります。

②保育所等訪問支援の充実

第5期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。
第5期 実績	利根沼田圏域で1か所設置されており、継続して体制を確保した。
第6期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。

③主に重症心身障害児のサービス事業所の確保

- ・児童発達支援事業所

第5期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。
第5期 実績	利根沼田圏域で1か所設置されており、継続して体制を確保した。
第6期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。

・放課後等デイサービス事業所

第5期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。
第5期 実績	利根沼田圏域で1か所設置されており、継続して体制を確保した。
第6期 目標	利根沼田圏域で1か所設置されており、今期も同様の体制を確保します。

④医療的ケア児支援

・関係機関の協議の場

第5期 目標	利根沼田地域自立支援協議会内に協議の場を設定
第5期 実績	利根沼田地域自立支援協議会内に協議の場を設定
第6期 目標	利根沼田地域自立支援協議会内に協議の場を設定

・コーディネーターを配置

第6期 目標	設置に向けて関係機関と連携を図る。
--------	-------------------

⑤発達障害者等に対する支援

第6期 目標	令和5年度末のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人
	令和5年度末のペアレントメンターの人数	0人
	令和5年度末のピアサポートの活動への参加人数	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

●国の基本方針

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

- ①総合的・専門的な相談支援
- ②地域の相談支援体制の強化

①総合的・専門的な相談支援

第6期 目標	基幹相談支援センターを中心に、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。	有り
--------	--	----

②地域の相談支援体制の強化

第6期 目標	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
	相談機関との連携強化の取組みの実施回数	1回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
【新規】

●国の基本方針

令和5年度末までに、障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

- ①障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ③指導監査結果の関係市町村との共有

①障害者福祉サービス等に係る各種研修の活用

第6期 目標	県が実施する障害福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人
--------	-----------------------------	----

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

第6期 目標	事業所や関係自治体等と共有する体制	有り
	分析や活用を共有する会議等の回数	1回

③指導監査結果の関係市町村との共有

第6期 目標	事業所や関係自治体等と共有する体制	無し
	分析や活用を共有する会議等の回数	0回

5 障害福祉サービス等の体系

(1) 障害福祉サービス等の概要

○障害者総合支援法における福祉サービス

障害者や障害児を対象とする福祉サービスについては、障害者自立支援給付事業と地域生活支援事業の2つに大別することができます。

障害者自立支援給付事業は、個別の障害者の状況に応じ、必要な支援を給付する事業です。自立支援給付として重要なサービスが、介護や訓練などのサービスを提供する介護給付・訓練等給付です。介護給付の対象になるサービスには、自宅での食事などの介護を行う居宅介護をはじめ、移動の援護を行う同行援護、医療機関で看護などを行う療養介護などがあります。訓練等給付の対象になるサービスには、身体的機能の向上をめざす自立訓練や、就労に関連する就労移行支援・就労継続支援、グループホームでの共同生活援助などがあります。

地域生活支援事業は、障害者（児）の居住地において、サービスを行う事業所や施設などの社会資源（インフラ）などの状況に応じて実施される事業です。都道府県や市町村による支援であり、各種相談支援や手話などの通訳者によるコミュニケーション支援などがあります。

○障害児を対象とした福祉サービス

障害児を対象とする施設利用などの福祉サービスは、主に児童福祉法に基づいて提供されています。

具体的には、通所支援と入所支援の2つのサービスが提供されています。

通所支援は、市町村により行われるもので、障害児が施設に通う形態で受けるサービスです。一方、入所支援は、都道府県により行われるもので、障害児が施設に入所する形態で受けるサービスです。

(2) 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法

障害者自立支援給付事業
訪問系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
日中活動系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（福祉型・医療型）
居住系サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助 ・共同生活援助（グループホーム） ・施設入所支援 ・宿泊型自立訓練
相談支援
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

地域生活支援事業
必須事業
<ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業
任意事業
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホーム事業委託 ・知的障害者職親委託制度 ・日中一時支援事業 ・訪問入浴サービス事業 ・自動車改造費用助成事業 ・自動車運転免許取得助成事業

児童福祉法

障害児通所支援等
障害児通所事業
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・障害児入所支援（福祉型、医療型） ・居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援
医療的ケア児調整コーディネータ

第5章 施策の展開

1 お互いの理解と交流の促進

「ノーマライゼーション理念」の実現のためには、障害のない人と障害のある人の相互理解が必要です。障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった人の「こころ」の中にある障壁を取り払うことが重要です。

そこで、障害や障害のある人への正しい理解と知識を普及し、多くの市民が更に理解を深めるよう、あらゆる媒体や機会を通じて障害に対する啓発・広報活動を行い、身近な場所での交流機会や交流の場を拡充し、相互理解を図ります。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害のある人や特別支援教育への理解、障害のある人の雇用の促進を図るため、広報等の媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行い、「障害者の日」の周知を図るとともに、「障害者週間」などを活用して、啓発活動を推進します。

また、障害のある人に対する理解と認識を促進するために、小・中学校において、特別支援学校との交流や、人権教育の一環として、高齢者や障害のある人に対する理解と認識を促進するため、高齢者との交流の機会を充実したり、障害のある人に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めたりする教育を推進しています。

アンケート調査によると障害があることで差別や嫌なことをする（した）ことがある方が6割近くに及び、また日常生活において差別や偏見を感じたことがある方も3割近くとなっています。

【課題】

(1) 障害についての啓発・広報活動の推進

- ・「障害者基本法」で規定されている「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」という基本的理念に基づき、市民に対して、障害や障害のある人への正しい理解を普及するための啓発・広報活動が一層必要です。
- ・平成17年4月に施行された発達障害者支援法は、国民の責務として、発達障害のある人の福祉に対する理解などを規定するとともに、「国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」と定めています。
- ・交通事故などによって脳に損傷を受けた人たちには、記憶、認知、言語、判断に高次脳機能障害が現れるケースがあります。この高次脳機能障害について、正しい知識の普及を一層図っていく必要があります。

【現状と課題】	
<p>(2) ふれあいの機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が地域社会で自立して生活するためには、多くの市民との交流の機会の充実を図っていく必要があります。 	
<p>(3) 福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園や幼稚園、小中学校などの保育士や教員は、特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深めることが重要です。 ・障害者基本法第16条に基づき、今後、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに学ぶ機会を一層設ける必要があります。 	
<p>(4) ボランティア活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人が住み慣れた地域で生活する上で、ボランティアやNPO活動が大きな役割を担ってきています。また、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない人もいます。そのような人々に参加に結びつける機会の提供が求められています。 	

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
<p>(1) 障害についての啓発・広報活動の推進</p>	<p>○広報ぬまたを始め、地域に密着したメディアや新聞、イベントなどで障害についての啓発・広報活動を進めるとともに、社会福祉協議会やNPO法人、ボランティアの協力を得ながら情報提供に努めます。</p> <p>○障害者の日(12月9日)や知的障害者福祉月間・障害者雇用促進月間(9月)、精神保健福祉普及月間(10月)などの啓発広報活動の充実を図り、障害のある人に対する理解の促進に努めます。</p>
<p>(2) ふれあいの機会の拡大</p>	<p>○障害のある人と障害のない人が、相互理解のもとで、多くのふれあいが自然に生まれるよう、交流機会の充実に努めます。</p> <p>○行政や障害者団体が開催するイベントに加え、民間を含めた既存の施設やイベントを有効に活用することによって円滑な交流を推進します。</p>
<p>(3) 福祉教育の充実</p>	<p>○障害のある人への理解を促進するため、早い時期から学校において福祉教育を推進します。</p> <p>○福祉教育の一環として、学校教育の場で地域の社会活動が行えるように、福祉協力校の充実を図ります。</p> <p>○広く市民に「福祉のこころ」を育てるため、生涯学習の中に福祉教育を導入し、市民の意識の向上を図り地域社会の連携を促進します。</p>

具体的な施策	施策内容
(4) ボランティア活動の推進	○市民活動支援センター、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会を中心に、誰もがボランティア活動に関する的確な情報を得ることができるよう、福祉情報の提供体制の充実に努めます。 ○手話・点訳・朗読などの専門的なボランティアを養成します。また、他の分野のボランティアに対しても積極的に情報を提供し、ボランティア団体などの相互交流を図り福祉ボランティア層の拡大に努めます。

2 生活支援サービスの充実

障害福祉サービスの利用を促進するためには、居宅介護や日中活動支援、就労支援などの各種障害福祉サービスの拡充及び質の向上を図っていくとともに、一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントを継続的に行っていく必要があります。

そこで、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人が生涯を通じて、心豊かな充実した生活を実現するために、必要な知識、技術の習得を支援するとともに、健康の維持・向上にむけて、芸術・文化・スポーツ活動などへ参加できるような環境づくりを整備します。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るためには、障害のある人のニーズや障害の特性に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。

本市の障害福祉サービスの利用量は、訪問系サービスでは、計画値を下回っているものの、日中活動系サービスの就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、居住系サービスの共同生活援助（グループホーム）、児童発達支援、放課後等デイサービスでは上回っています。

必要なサービスを適切に利用できるよう、障害基礎年金や特別障害者手当などについて、制度の周知に努めています。

また、障害のある人が、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」を持つことのできるよう、スポーツ・文化活動への参加及びあらゆる社会活動への参加を積極的に促進しています。

アンケート調査によると市の障害福祉サービスについて、「満足している」、「どちらかといえば満足している」方が5割強（52.8%）となっています。

【課題】

（1）障害福祉サービスの充実

- 障害のある人が社会の一員として地域の中で安心して豊かな生活ができる社会を実現するためには、ニーズに応じて利用できる多様できめ細かな在宅福祉サービスの充実が必要です。
- 障害のある人本人の意向を尊重し、施設入所者が地域へ移行できるよう支援していく必要があります。
- 難病患者の安定した療養生活の確保や生活の質（QOL：quality of life）の向上のための施策が必要です。

【現状と課題】

- 高次脳機能障害について、公的制度のはざまに取り残されることがないように、きめ細かな福祉サービスを検討していく必要があります。
- 発達障害のある人が、乳幼児期からの成長の度合いに応じたその時々発達に対する支援を受けられる体制の整備を推進する必要があります。
- 障害のある児童のサービスは充実してきましたので、今後はサービスの質の向上に努めます。

(2) 年金・手当などの充実と制度の周知

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するため、総合的な相談・支援体制を充実させることが必要です。また、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するため、ケアマネジメントの手法を取り入れた相談体制を確立する必要があります。
- 福祉制度の周知や相談業務による各種サービスの利用促進、行政などの窓口への申請の援助、社会福祉資源の活用の促進など、民生委員・児童委員には様々な役割が期待されています。
- 十分な自己決定や意思表示が困難な障害のある人は、人権や財産に対する侵害を受ける場合があります。そこで権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。必要なときに権利擁護事業を活用できるよう、制度を更に充実させていく必要があります。
- 障害のある人が自ら選んだ事業者と契約し、サービスを利用する現在、利用者を保護するため、日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業、苦情解決体制を充実させる必要があります。

(3) 人材の養成・確保

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉マンパワーの育成と確保を図る必要があります。

(4) スポーツ・文化活動の振興と施設整備

- 障害のある人がスポーツやレクリエーション、文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加の機会の拡大と支援のための環境の整備が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
<p>(1) 障害福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の種別や年齢を問わず本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・福祉・医療、その他広範にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介などの機能を備えた総合相談体制の充実に努めます。 ○特別支援学校などの放課後に放課後等デイサービスとして、学齢期にある心身に障害のある児童に対し集団活動や社会適応訓練を行い自立の促進を図ります。 ○未就学の発達障害児等の成長を助長する通所施設のサービスの質の向上に努めます。 令和8年度までの目標として障害児通所施設4か所定員37人（現在4か所定員35人） ○重度の障害のある人などが日常生活を健やかに送れるように、また、介護者の負担の軽減を図り地域社会で主体的な生活が送れるようホームヘルプサービス事業の充実・強化を促進します。 ○社会福祉法人などと連携して、家庭での介護が一時的に困難になった場合に対応する短期入所施設のサービスの質の向上に努め、利用促進を図ります。 令和8年度までの目標として短期入所施設2か所（現在2か所） ○障害のある人の日常生活の利便性を図るために、障害の程度・種別に合わせた補装具や日常生活用具などの給付事業を実施します。 ○障害のある人に配慮した住宅の普及を促進するため、住宅改造費補助などを実施します。 ○家庭での入浴が困難な在宅の重度障害のある人に対して行っている訪問入浴事業の継続に努めます。 ○ぐんま地域福祉権利擁護センターなどと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知に努めます。 ○利根沼田地域内の施設の相互利用、サービスの活用などの体制づくりを強化します。 ○利用しやすい施設の整備を進めるため、社会福祉法人などと連携協力して、サービスの質の向上と、適正な利用につなげます。 令和8年度までの目標として就労移行・就労継続支援（B型）事業所4か所定員70人（現在4か所定員70人）、 就労継続支援（A型）事業所1か所定員20人（現在0か所）、 令和8年度までの目標として障害福祉サービス事業所（生活介護事業所）2か所定員40人（現在2か所定員40人）

具体的な施策	施策内容
	<p>○現在ある地域活動支援センターの利用状況等から、適正な運営に努めます。 令和8年度までの目標として地域活動支援センター4か所定員65人（現在4か所定員65人）</p> <p>○障害のある人が地域で自立した生活を行えるように、社会福祉法人などと連携協力を図り、グループホームの設置に努めます。 令和8年度までの目標として障害者グループホーム5か所定員39人（現在3か所定員19人）</p>
(2)年金・手当などの充実と制度の周知	<p>○公的年金制度の周知については、広報ぬまたや地元メディアを活用して広報啓発を進めるとともに、年金出前講座などを開催します。</p> <p>○関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。</p> <p>○公的年金制度や各種手当制度の拡充は、障害のある人の生活の質を高めていく上で欠かせないものであるため、制度の拡充・改善を国・県へ働きかけていきます。</p> <p>○各種助成や税の減免、交通運賃の割引制度などの周知を図り、効果的な活用を促進するとともに、更なる制度の拡充を関係機関に要請していきます。</p>
(3)人材の養成・確保	<p>○障害のある人の自立と社会参加の促進に必要とされるホームヘルパーやガイドヘルパーなどの養成・確保を行い、専門的で質の高いサービスの提供に努めます。</p> <p>○視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションや情報の仲介をする点訳奉仕員、朗読奉仕員や手話通訳者など専門ボランティアの養成・確保に努めます。</p>
(4)スポーツ・文化活動の振興と施設整備	<p>○各種スポーツ大会や、文化活動に自由に参加できるように条件整備を進めるとともに指導員の確保に努めます。</p> <p>○障害のある人がスポーツ施設や文化施設を積極的に利用できるように努め、社会参加の促進を図ります。</p> <p>○障害のある人の文化活動や芸術活動の成果について発表できる機会を提供するとともに、関係団体が行う事業を支援していきます。</p> <p>○教養講座、スポーツ教室などを開催し、文化・スポーツ活動への参加の機会拡大に努めます。</p> <p>○公共施設を中心に、障害のある人も利用しやすいスポーツ・文化施設の整備・改善を積極的に促進します。</p>

第5章 施策の展開

【数値目標（再掲）】

事業名	現況	数値目標（令和8年度）
○障害児通所施設（児童発達支援）	4か所定員 35 人	4か所定員 37 人
○短期入所施設	2か所	2か所
○就労移行・就労継続支援（B型）事業所	4か所定員 70 人	4か所定員 70 人
○就労継続支援（A型）事業所	なし	1か所定員 20 人
○生活介護事業所	2か所定員 40 人	2か所定員 40 人
○地域活動支援センター	4か所定員 65 人	4か所定員 65 人
○障害者グループホーム	3か所定員 19 人	5か所定員 39 人

3 保健・医療の充実

障害のある人の健康の保持と自立を促進するため、乳幼児期から高齢期まで一貫した保健事業を充実させるとともに、医療機関や療育機関などと連携を深め、各種健康診査や健康診査後のフォローアップを充実していきます。

【現状と課題】

【現状】

幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた各種健康診査や健康教育・相談は、疾病の予防と早期発見、生活習慣予防のために必要です。

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は、障害の原因となりやすいため、疾病の早期発見・早期治療を図るため、本市では健康診査や各種がん検診を実施しています。また、健康教育や健康相談などを実施し、日頃からの健康づくりの推進を図っています。

精神保健対策については、専門の医療機関や社会復帰の訓練をする場所の不足、精神障害のある人に対する偏見など、課題の多い状況は続いています。

アンケート調査によると、健康管理や医療について、困ったり不便に思うことでは約3割の方が「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」、「近所に診てくれる医師がいない」と回答しています。

【課題】

(1) 障害、難病の発生予防と早期発見の充実

- 新生児期に見られる障害のうち先天性の疾患に関しては、早期発見のシステムの充実と強化が必要です。また、この時期に発生する障害で、妊娠中の異常や分娩時の異常に起因するものに対しては、母体、新生児の救急時の対応が一貫して行えるよう、周産期医療体制整備の充実が必要となります。更に、乳幼児期における病気や不慮の事故などによって起こる障害を未然に防ぐために、市民や関係者への知識の普及が大切です。
- 難聴児については、できるだけ早期に発見し、適切な援助を行うことにより、コミュニケーション能力や言語の発達が促進されることが期待できます。そのため、新生児を対象とした聴覚検査を推進するとともに、聴覚障害のある児童や家族へ早期に支援ができる療育体制の整備を図ることが重要です。
- 脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病が障害と関係していると考えられるため、その予防など健康づくりを一層推進していく必要があります。また、障害のある人が安心して治療を受けられる診療体制の整備が必要です。

(2) 保健・医療・福祉体制の推進

- 障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なりハビリテーションが提供されることが必要であり、そのための体制整備を図るとともに、関係者や関係機関が協力して地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

【現状と課題】

- 疾患の原因が不明で効果的な治療方法が確立されていない難病については、医療の確立や患者負担の軽減に努める必要があります。
- 高次脳機能障害のある人に対する支援体制を検討する必要があります。
- 障害の重度・重複化や障害のある人の高齢化の進行、また、自立や社会参加への意欲の高まりなどに伴い、保健・医療・福祉のニーズはますます拡大、多様化しています。そのため、専門知識と技術を有するサービスの担い手の需要も増加傾向にあり、リハビリテーション従事者の養成施設等の確保が図られていくものと考えられます。また、専門職員については、質の高いサービスが提供できるよう、養成確保が求められています。
- 地域で精神障害のある人が暮らすためには、精神科の外来・入院医療や救急医療の充実が必要です。
- 心身喪失状態などで重大な他害行為を行った人に対する継続的・適切な医療の確保が求められています。同様な事件が繰り返されることのないよう、事後フォローの体制整備が必要です。

(3) 精神保健対策の推進

- 社会の変化によるさまざまな要因から健康を損なう人が増えています。精神疾患は、生活習慣病と同様に、誰もがかかりうる病気であることを認識するため、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切です。
- 心の病は初期の段階で発見し治療することが必要ですが、心の病の理解が十分でないため、早期受診には結びついていません。正しい情報の提供により、早い段階から相談指導や治療を受けることができる体制づくりが重要です。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 障害、難病の発生予防と早期発見の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害、難病の早期発見、早期治療及び療育の促進のため、県及び医療機関などと連携し健康相談、健康診査などを充実させ障害の予防と健康の保持増進を図ります。 ○妊産婦・乳幼児などの母子保健事業をとおして啓発活動を充実し、子どもの健康づくりに対する父母の意識の高揚と育児支援に努めます。 ○乳幼児期の成長に応じた健康診査を実施し、受診率の向上を図るとともに、必要に応じて事後指導を行い、更に医療機関、児童相談所などの関係機関との連携を図ります。 ○地域の中で安心して障害のある乳幼児を育てることができるよう県と連携し、地域療育相談事業の拡充に努めます。
(2) 保健・医療・福祉体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の連携により障害の程度、種類などを的確にとらえ、適切なサービスにより障害の軽減を図り、障害のある人の自立の促進に努めます。 ○訪問看護ステーション、保健機関、ホームヘルパーなどとの連携により障害のある人の家族に対する的確な介護の方法などを指導し、寝たきりなどの防止に努め、自立を促します。

具体的な施策	施策内容
(3) 精神保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○精神疾患や精神障害に対する正しい理解を普及させるため、保健、医療、福祉が一体となって知識の啓発に努め、社会参加の促進を図ります。○利根沼田保健福祉事務所、群馬県こころの健康センターなどとの連携により、精神障害のある人が早期に相談できる体制づくりに努めます。○精神障害のある人が、社会復帰を果たすために通所し、創作活動や生産活動を行い、社会との交流の促進を図る地域活動支援センター等の施設整備を、特定非営利活動法人や関係機関などと連携し推進します。

4 福祉教育・育成体制の充実

障害のある幼児や児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援が望まれています。本人の意向を尊重しつつ、障害の特性をしっかりと踏まえたきめ細かな教育を行うことが必要です。

そこで、希望すれば誰もが地元でともに育ち、学ぶことができる環境整備や教員や保育士、介助員などの障害に対する理解や接し方をより一層高めます。

【現状と課題】

【現状】

出産時及び0歳～5歳までの乳幼児期が障害発症期のピークの一つに挙げられており、この時期における障害の早期発見が特に重要であると言われています。このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から一貫した相談体制の構築が必要とされます。

本市の公立小中学校の特別支援学級児童・生徒数では、平成27年度に比べ令和元年度では、小学校児童数、中学校生徒数ともに増加しています。

また、群馬県立沼田特別支援学校児童・生徒数については横ばいで推移しています。

アンケート調査によると、障害児において通園・通所・通学上で感じることについて「今の保育所や幼稚園、学校に満足している」の回答は28.9%ありますが、「周囲の人の障害に対する理解が不足している」の回答も18.4%あります。

【課題】

(1) 早期療育の推進

- 身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する相談支援を行うことが重要であることから、一貫した療育の総合的な支援体制の整備・充実が必要です。また、発達障害者支援法施行により、発達障害の早期発見、発達支援、教育及び就労支援などの体制の整備が求められています。

(2) 障害児保育の充実

- 障害のある幼児に対しては、保育所などでの受入れ体制の整備と、保護者の悩みや不安にこたえる相談体制の充実が求められています。

(3) 学校教育などの充実

- 障害のある児童・生徒の教育については、特別支援学校や公立の特別支援学級に在籍する児童・生徒に加え、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への対応が課題になっています。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導、支援を行う「特別支援教育」の推進が求められています。

【現状と課題】

- 公立の特別支援学級では、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた教育の充実が求められています。特に、医療的ケアが必要な児童・生徒の教育の充実が求められています。
- 障害のある児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設整備が求められています。
- 障害のある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うため、「個別の教育支援計画」の作成が求められています。
- 各学校の特別支援教育の体制づくりと推進が課題としてあげられていますが、その中核となる特別支援教育コーディネーターなどの専門職の育成が求められています。
- 適切な就学指導や特別支援教育を推進するため、様々な教育機関の特色や専門性を生かした相談機能の整備、充実が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 早期療育の推進	<p>○乳幼児の健診、相談などを通じて得た障害の種類・程度に関する情報を関係機関と共有し連携を図りながら相談、指導を充実させます。</p> <p>○障害のある児童に集団生活への適応能力と自立能力を高めるため、訓練と指導を行う心身障害児通園施設の充実を図ります。</p>
(2) 障害児保育の充実	<p>○障害のある幼児の保護者が保育園への入園を希望した場合、集団での生活を通じて幼児の理解・向上が図られるものについては、受入れの促進と相談体制の充実に努めます。</p>
(3) 学校教育などの充実	<p>○児童・生徒一人ひとりの障害に応じた指導方法の工夫、教育内容などの充実に努めます。</p> <p>○児童・生徒の個性と障害の程度、また、家庭環境などを考慮しつつ、社会参加に向けた進路指導を行うため、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p> <p>○障害のない児童・生徒に対しては、やさしい思いやりと福祉のこころを育てるため、学校教育のあらゆる場面で推進します。</p> <p>○障害のある児童・生徒が障害のない児童・生徒と交流し、そのふれあいにより相互の理解を深め、相互の人間性を高めるため、交流の場を積極的に設け共同学習を推進します。</p> <p>○地域課題を解決し、よりよい地域とするため、障害のある人を含めた様々な人が参加できるよう、社会教育活動の充実や学習機会の提供に努めます。</p>

5 雇用・就労機会の充実

障害のある人が積極的に就労し、仮に離職したとしても「やり直し」が可能な支援の仕組みをつくることが大切であり、障害の有無にかかわらず共に働くことの意義を全ての市民が理解していくこと、更には、企業やまちの活性化につながっていく取組を進めます。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて自立を図るためには、職業能力開発の機会・職場適応の機会の確保、更には事業者の障害者雇用に関する理解を深めていくことが必要ですが、本市の障害のある人が働ける場所は多くはありません。就労移行・就労継続支援事業所は、市内に4か所で定員が70人となっています。また、地域活動支援センターは、市内に4か所あり定員が65人となっています。

引き続き障害者の雇用支援のため、就労継続支援施設や就労移行支援施設の事業の推進、サービスの質の向上に努めます。

市では、ハローワークや関係機関と連携を図り、事業所に対し障害者雇用率制度、障害者雇用に関する各種助成制度等の普及を推進しています。また、市職員の採用についても障害者雇用枠での採用を行っています。

アンケート調査によると、障害のある人が仕事をするためには、どのような環境が整っていることが大切かについては「障害の状態にあわせた働き方を認めること」、「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」が半数以上となっており、障害特性に応じた職場環境の整備が重要となっています。

【課題】

(1) 就労機会の拡大

- ・現下の厳しい雇用失業情勢に伴い、障害のある人の雇用環境も厳しさを増す中において、一層の障害者雇用促進を図るため、ハローワーク沼田及び障害者就業生活支援センターコスモスと連携を図り、就業機会を確保していくことが求められています。
- ・障害者雇用は事業所により偏りがみられることから、各企業への働きかけや支援を行うことにより、就業機会を確保していくことが求められています。
- ・障害のある人の自立や社会参加のためには、就業は大きな意味を持っています。働く意欲のある障害のある人が個々の適性や能力に応じて働けるように、就業支援機関や教育機関などと連携を図りながら、就業支援施策を推進する必要があります。

(2) 福祉的就労の場の確保

- ・障害のある人の自立や就労機会の拡大を図るため、職業能力の向上に向けた取組が求められています。
- ・教育部門、福祉部門、労働部門の密接な連携のもと、福祉的就労から一般就労への移行を支援していく必要があります。

【現状と課題】

- 一人ひとりの適性に応じた訓練などが受けられるよう、多様な福祉的就労の場を提供し、サービスの質を充実させることが必要です。

(3) 職業相談体制の推進

- 障害のある生徒が卒業後も主体的に社会参加できるよう、教育部門、福祉部門、労働部門と連携しながら、進路指導體制の充実を図る必要があります。
- 障害のある人の就労への不安解消や、意欲・能力の向上、就労の定着化に向けた関係機関との連携により、一人ひとりに応じたきめ細かい相談・支援体制の整備が求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 就労機会の拡大	○「沼田市特定求職者雇用企業奨励金制度」を事業主に対して周知を図り、障害のある人の雇用について理解を深め、また、ハローワーク沼田及び障害者就業・生活支援センターコスモスと連携を図り、一人でも多くの障害のある人が就職に結びつくよう雇用拡大に努めます。
(2) 福祉的就労の場の確保	○就労移行・就労継続支援事業所の質の向上に努めます。 令和8年度までの目標として就労移行・就労継続支援（B型）事業所4か所定員70人（現在は4か所、定員70人） ○福祉ショップ・福祉カフェの整備に努め、障害のある人の就労の場の創出を図ります。 令和8年度までの目標として福祉ショップ・福祉カフェ1か所 令和8年度までの目標として地域活動支援センター4か所定員65人（現在4か所定員65人）
(3) 職業相談体制の推進	○きめ細やかな職業相談・指導を促進するために、ハローワーク沼田や障害者就業・生活支援センターコスモスなど関係機関との連携に努めます。 ○障害のある人のニーズに応じた職業紹介が行えるように、ハローワーク沼田などの関係機関に働きかけます。 ○職業準備訓練のため、群馬障害者職業センターなどと連携し障害のある人の職業能力の向上に努めます。

第5章 施策の展開

【数値目標（再掲）】

事業名	現況	数値目標（令和8年度）
○就労移行・就労継続支援（B型）事業所	4か所定員70人	4か所定員70人
○就労継続支援（A型）事業所	なし	1か所定員20人
○福祉ショップ・福祉カフェ	1か所	1か所
○地域活動支援センター	4か所定員65人	4か所定員65人

6 コミュニケーション環境の整備推進

障害のある人が地域で生活するためには、十分なコミュニケーション手段の確保と情報提供が必要です。社会において必要不可欠となっているIT機器の利便性を等しく活用できるよう支援していくとともに、活用することによって社会参加の場を広げる取組を進めます。

【現状と課題】

【現状】

視覚障害のある人や聴覚障害のある人など、コミュニケーション手段に制約がある人への情報提供方法や情報伝達手段はあまり普及していないのが現状です。

市では、生活に必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員養成研修、点訳奉仕員養成研修、朗読奉仕員養成研修を行っています。

アンケート調査によると、外出する際、特に不便に感じることでは「支援者がいないと外出できない」が33.1%と最も多く、次いで「意思疎通が思うようにできない」が16.6%となっています。

【課題】

(1) 情報利用の促進・整備

- ・視覚・聴覚に障害のある人の自立と社会参加のためには、コミュニケーション手段の確保と情報の提供が保障されることが必要不可欠であり、より一層の充実が求められています。更に、視覚・聴覚に重複障害のある人に対するコミュニケーション支援についても求められています。

(2) 情報化への対応

- ・障害のある人にとって、IT機器を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。しかし、現状は、障害のある人がIT機器の操作方法を学ぶ場は多くありません。このため、情報化支援体制の整備が求められています。
- ・行政情報は全ての人に伝える必要があるため、市のホームページ等は障害のある人も利用できるようにする必要があります。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 情報利用の促進・整備	<p>○視覚・聴覚に障害のある人の誰もが必要な情報を入手し、円滑なコミュニケーションが確保されるように体制を整備します。</p> <p>○聴覚障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、障害者総合支援法に基づくコミュニケーション支援事業の手話通訳者の育成と設置に努めます。</p> <p>令和8年度までに手話通訳者の市役所窓口への配置1人</p> <p>○視覚障害のある人などの社会参加を促進するため、同行援護事業を推進します。</p> <p>○視覚障害のある人へ情報の提供を図るため、情報の点字化・音声化を進め情報提供の効率化と迅速化に努めます。</p>
(2) 情報化への対応	<p>○ITの進展にあわせ、障害のある人がIT機器を活用した情報収集や情報交換を行えるよう支援します。</p> <p>○障害のある人が地域情報を得やすい環境の整備に努めます。</p>

【数値目標（再掲）】

事業名	現況	数値目標（令和8年度）
○手話通訳者の市役所窓口への配置	実施	1人

7 ユニバーサルデザインのまちづくり推進

障害の特性や地域性に配慮しながら、公共施設や道路などについて、必要なユニバーサルデザインを進めていく必要があります。

ユニバーサルデザインは、主要な公共交通の発着地点と公共施設を結ぶ動線部分について重点的に配慮していくなど、効果的な取組を行います。

また、災害時には、視覚や聴覚などに障害のある人などに対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

【現状と課題】

【現状】

障害のある人の外出を支援するために、ユニバーサルデザインが重要ですが、本市の公共施設や道路は障害のある人に対応した整備はあまり進んでいません。

市では、生活に必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者などの派遣を行うなど、意思疎通の困難な障害のある人のコミュニケーションを支援しています。

また、避難行動要支援者支援制度として、高齢者や障害のある人など、災害発生時に自力避難が困難な方々を、本人の同意を得た後に登録する制度を運用しており、登録された情報は個人情報として慎重に取り扱い、各自主防災組織（各行政区）、警察及び消防等に提供され、災害発生時の安否確認等に有効な手段となっています。

アンケート調査によると、災害時等緊急な避難に備えて、今後どのような対策が必要かについては、「避難しやすい避難場所の確保」が58.7%と最も多く、次いで「避難時の設備（トイレ等）の整備」が44.7%となっており、障害者にも配慮した避難所設営が求められています。

【課題】

（1）福祉のまちづくりの推進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行で、多くの人々が利用する特定建築物は障壁が取り除かれつつありますが、更なるユニバーサルデザインによるまちづくりの推進が必要です。
- 県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、県・市及び事業者が一体となって、思いやり駐車場制度の普及啓発や病院や、レストラン、道路、公園など、多くの人々が利用する施設を、だれもが安全で快適に利用できるよう整備していくことが必要です。
- 歩道の中には、路面の凸凹や車道との段差など歩行するには支障がある箇所があります。そこで、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、だれもが安全に安心して歩けるよう、歩道の整備が必要です。

【現状と課題】

(2) 公共施設の整備促進

- 公共施設や観光地で、ユニバーサルデザインの公衆トイレの改修、設置をするなど、利用しやすい施設をつくる必要があります。

(3) 移動交通機関の充実

- 公共交通機関は障害のある人への配慮が十分なされていない状況です。移動の円滑化を図るため、路線バスにおいてはノンステップバスの導入を促進するとともに、駅及び駅周辺のユニバーサルデザインの整備を更に進める必要があります。
- 社会参加を促進するため、公共交通が利用しやすい環境整備が必要です。
- 障害のある人が通院などの際に、移動サービスを円滑に利用できることが求められています。
- 障害のある人を交通事故から守り、安心して外出できるようにするため、交通安全施設や交通安全教育の充実が必要です。道路交通法では身体に障害のある人など交通弱者の保護について規定していますが、車社会においては、交通弱者に対する保護の意識が高いとは言えません。このため、運転者を始めとする市民に対する交通安全教育を推進し、交通弱者に対する保護の意識を醸成していく必要があります。
- 「あんしん歩行エリア」など、身近な生活道路環境を「くるま中心」から「ひと中心」へ転換させ、歩行者などの安全な通行を確保することが必要です。

(4) 災害時などにおける安全の確保

- 障害のある人や高齢者を始めとする「避難行動要支援者」の避難の遅れなどに対応するため、避難支援体制づくりをする必要があります。
- 障害のある人や高齢者を災害から守るため、「防災マニュアル」を策定して防災対策を推進しています。今後も自助、地域の共助及び公助が連携した災害に対応する仕組みづくりが必要です。
- 障害のある人や高齢者が犯罪被害に巻き込まれないよう、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- 障害のある人や高齢者は警察・消防などへの緊急通報が困難な場合があることから、その解消を図るため、的確な情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ることが必要です。
- 災害発生時における福祉避難所の必要数確保を進めていきます。※障害者生活支援センター「はーもにー」を福祉避難所に指定する予定です。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 福祉のまちづくりの推進	<p>○福祉のまちづくりを推進するために、市民の意見を反映しながら、障害のある人が安心して快適な生活を送れるまちづくりを計画的、総合的に進めます。</p> <p>○障害のある人の社会参加に理解が不十分な人の心の中にある壁を取り除くため、広報・啓発活動に努め、障害のある人への理解促進を図ります。</p> <p>○交通事故撲滅に向けての交通安全運動を実施し、交通安全意識の高揚を目指します。</p> <p>○障害のある人の地域での安全な生活を確保するための防犯体制の整備を図ります。</p>
(2) 公共施設の整備促進	<p>○歩道の段差の解消や勾配の見直し、歩道空間の確保を図り、障害のある人や高齢者の歩行、車いすによる通行を前提とした環境整備に努めます。</p> <p>○「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づき、廊下、出入口の幅、床の段差の解消と滑りにくい材質、点字ブロックの配置、廊下・階段の手すり、障害者用トイレの設置などに配慮します。</p> <p>○既存施設について、緊急性の高いものから計画的な整備・改善に努めます。</p> <p>○障害のある人などの健康づくりやふれあい・交流の場を身近に確保できるよう、各種公園・緑地の整備に努めます。</p> <p>○新規の市営住宅の建設に当たっては、身体機能の低下に配慮した仕様と設備の住宅を提供し、障害のある人の自立が図れるよう努めます。</p>
(3) 移動交通機関の充実	<p>○交通関連施設の整備については、障害のある人や高齢者が利用しやすいよう、今後とも設備改善に努めるよう関係機関に働きかけ、理解と協力を求めます。</p> <p>○通院や買物、社会的参加の促進を図るため、障害や高齢などで歩行が困難な人を支援します。</p> <p>○在宅で重度障害のある人などを対象とした福祉タクシー制度の継続に努めます。</p> <p>○障害者用駐車スペースの確保を推進します。</p>
(4) 災害時などにおける安全の確保	<p>○「沼田市地域防災計画」に基づき、地域住民やボランティア組織などとの協力により、災害発生時における障害のある人と高齢者の避難協力体制及び支援体制づくりを進めます。</p> <p>○障害のある人と高齢者に対する災害時・緊急時の情報伝達、避難誘導等について検討します。</p>

8 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権を始めとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

【現状と課題】

【現状】

現在、市では成年後見制度に関する相談支援を行っており、より利用しやすい事業実施に努めています。

また「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年 10 月に施行されたことに伴い、本市では社会福祉課内に障害者虐待防止センターの窓口を設置しています。

アンケート調査によると、成年後見制度の活用について、「今は必要ないが、将来必要になったら活用したい」が 58.7%と最も多くなっています。

【課題】

（1）成年後見制度の充実

- ・「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。
- ・障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用の促進をしていく必要があります。

（2）障害のある人への虐待防止のための体制の整備

- ・障害者虐待防止センターでは、障害のある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制構築が求められています。

（3）差別の禁止

- ・平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されたことに伴い、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。本市では、事業者などに周知するとともに、障害のある人の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進する必要があります。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 成年後見制度の充実	<p>○認知症や精神障害などにより意思表示が困難な高齢者等の権利を擁護するために、成年後見制度があります。契約能力がある場合については、社会福祉協議会において、福祉サービス利用に関する手続の援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援する日常生活自立支援事業が行われています。今後は、成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。</p> <p>○意思表示が困難な人の権利を擁護するために、成年後見制度があります。社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と検討を進めていきます。</p>
(2) 障害のある人への虐待防止のための体制の整備	<p>○障害者虐待防止センターでは、関係機関とのネットワークにより、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組む必要があります。また、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築していきます。</p>
(3) 差別の禁止	<p>○障害のある人に対する差別の禁止等について、広報紙やホームページの活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。</p>

9 計画の推進基盤の整備

本計画を総合的に推進していくためには、全庁的な取組が必要とされているだけでなく、様々な関係機関との連携や市民参加・協力が不可欠です。

市は、福祉に関わる人材の育成・確保と、質の向上とともに、福祉関係者の活動する場を整備します。

【現状と課題】

【現状】

本市では、障害のある人からの様々な相談に対応するために、平成21年4月、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町と共同で「利根沼田障害者相談支援センター」を設置し、障害のある人への相談事業を推進してきました。令和2年8月には障害者生活支援センター「はーもにー」、令和2年11月には障害者支援施設「ソナタリユール」が開設され、福祉推進の拠点づくりが進められています。

【課題】

(1) 福祉推進の拠点づくり

- 福祉に対する意識が年々高まるにつれ、障害のある人、ボランティアなどの地域福祉活動推進拠点の必要性が高まり、総合的な福祉サービスを提供することが求められています。

(2) 障害者相談支援センターの充実

- 障害のある人などからの様々な相談に対応するため、「利根沼田障害者相談支援センター」の更なる充実が必要です。※令和2年8月に基幹相談支援センターは「はーもにー」に移転しました。

(3) 計画の推進体制の充実

- 在宅福祉サービスの充実と障害のある人のニーズに応えるため、専門的で質の高いサービスの提供が必要とされています。また、多様なニーズに対応するには行政サービスだけでは限界があります。総合的な福祉施策を推進するため、専門職の養成・確保とボランティアの協力などの人的条件整備が求められています。
- 福祉活動を積極的に推進するため、ボランティア団体や障害者団体などを支援し、多様なニーズに対応できる福祉サービスを充実させることが求められています。

【市が取り組む施策】

具体的な施策	施策内容
(1) 福祉推進の拠点づくり	○障害のある人やボランティア団体などの活動の場など、幅広いニーズに対応できる総合的な福祉サービスの拠点づくりを推進します。
(2) 障害者相談支援センターの充実	○利根沼田障害者相談支援センターの機能を充実させ、様々な相談に対応できるよう、センターの充実を図ります。
(3) 計画の推進体制の充実	○障害者福祉の推進を目的とする障害者団体の活動しやすい体制づくりを支援します。 ○NPO法人、ボランティア団体を始め障害者団体、障害者相談員など様々な関係機関と連携を図り、総合的な推進体制を整備します。 ○地域福祉活動の中心的存在である社会福祉協議会と連携を強化し、各種福祉サービスの充実を図ります。

第6章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

第6期障害福祉計画

1 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由など障害により常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者を対象に、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

■サービス量の見込み

(実利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

第5期の見込み・実績	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護						
重度訪問介護						
同行援護	74人	64人	78人	59人	82人	52人
行動援護	815時間	676時間	860時間	667時間	905時間	757時間
重度障害者等包括支援						
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
居宅介護						
重度訪問介護	61人		66人		70人	
同行援護						
行動援護	874時間		966時間		1,045時間	
重度障害者等包括支援						

【見込みと確保】

同行援護を実施する事業所が市内に開設され、利用者数、利用時間が伸びています。介護保険制度へ移行する利用者もいますが、重度訪問介護や行動援護等利用が少ない事業もあります。訪問系サービス全体では需要があるので、サービスの提供体制の充実が望まれています。

2 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中、障害者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。
③自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（24か月以内）行います。
④就労移行支援	一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑥就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑦就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援等を行います。
⑧療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。
⑨短期入所	介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障害児者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

■サービス量の見込み

（1）生活介護

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	131人	129人	133人	128人	135人	132人
	2,530人日	2,583人日	2,550人日	2,679人日	2,570人日	2,680人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	135人		137人		139人	
	2,754人日		2,794人日		2,835人日	

【見込みと確保】

利用者数はほぼ見込みどおり推移しています。令和2年度に市内に事業所が開設されたため、今後は利用者の増加が見込まれます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	0人	1人	0人	0人	0人
22人日	0人日	11人日	0人日	0人日	0人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

(3) 自立訓練（生活訓練）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	14人	2人	16人	2人	13人
46人日	174人日	46人日	180人日	46人日	162人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	16人		17人		17人	
	192人日		204人日		204人日	

【見込みと確保】

見込みを上回る利用がありました。市内に事業所が開設されており、今後も見込みと同程度の利用が見込まれます。

(4) 就労移行支援

(実利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	17人	10人	19人	12人	19人	10人
	120人日	177人日	125人日	207人日	125人日	195人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	15人		17人		17人	
	270人日		306人日		306人日	

【見込みと確保】

見込みに対して利用者数は下回っていますが、利用日数は上回っています。今後は利用者数、利用日数ともに増加すると見込まれます。

(5) 就労継続支援(A型)

(実利用者数：人/月、サービス量：人日/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	9人	3人	9人	3人	7人
	40人日	158人日	50人日	152人日	50人日	145人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	9人		9人		9人	
	163人日		163人日		163人日	

【見込みと確保】

見込みを上回る実績で推移しています。圏域内に事業所はなく、今後の基盤整備の状況によっては利用が伸びる可能性もあります。

(6) 就労継続支援（B型）

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	92人	84人	93人	94人	95人	98人
	1,200人日	1,400人日	1,230人日	1,685人日	1,260人日	2,086人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	100人		102人		104人	
	1,870人日		1,907人日		1,944人日	

【見込みと確保】

利用は年々増加傾向にあります。今後も同じ傾向は続くと思われませんが、圏域内の利用は地域活動支援センターの利用者と合わせて供給過多な状態になりつつあります。

(7) 就労定着支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	4人	6人	3人	9人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		2人	

【見込みと確保】

見込みを上回った年もありますが、利用の見込みは減少傾向です。

(8) 療養介護

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	13人	14人	13人	14人	13人	14人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	14人		14人		14人	

【見込みと確保】

見込みと実績が同程度で推移しています。今後も同様に推移することが見込まれます。

(9) 短期入所

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	12人	6人	13人	8人	14人	6人
142人日	47人日	154人日	93人日	166人日	59人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	6人		8人		10人	
	60人日		80人日		100人日	

【見込みと確保】

利用者数、利用日数ともに見込みに対して実績は下回っています。令和2年度に事業所が2か所開設され、今後は一定の利用が見込まれます。

3 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者を対象に、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障害のある人・知的障害のある人・精神障害のある人に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護も行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障害のある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。
④宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

■サービス量の見込み

(1) 自立生活援助

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	3人		3人		3人	

【見込みと確保】

利用実績はありません。今後の見込みはサービス基盤の整備状況によると考えられます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	78人	79人	81人	84人	84人	88人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	92人		94人		97人	

【見込みと確保】

実績は見込みを上回っています。市内に新たな事業所が開設され、今後も利用者の増加が見込まれます。

(3) 施設入所支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	94人	91人	95人	88人	95人	89人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	89人		88人		86人	

【見込みと確保】

実績は見込みを下回っています。今後も同様に推移していくことが見込まれます。

(4) 宿泊型自立訓練

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	3人	2	2人	4	1人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

実績は減少傾向にあります。今後も同様に推移していくことが見込まれます。

4 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
①計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

■サービス量の見込み

(1) 計画相談支援

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	100人	102人	100人	89人	100人	98人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	88人		88人		88人	

【見込みと確保】

見込みと実績が同程度で推移しています。今後も一定の利用が見込まれます。

(2) 地域移行支援

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	1人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		2人		2人	

【見込みと確保】

ほぼ実績はありませんが、在宅志向による利用者数の増加が期待されます。

(3) 地域定着支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2	0人	2	0人	2	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

利用実績はなく、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

第7章 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策

1 必須事業

■サービスの内容

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障害者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障害者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。
②自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障害のある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障害者の権利擁護を図ります。
⑤意思疎通支援事業	聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
⑥日常生活用具給付等事業	障害者等が日常生活に必要な以下の用具の給付を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具など排泄管理を支援する用具
住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具
⑦手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
⑧移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
⑨地域活動支援センター	障害者等の生産活動や創作活動の支援を目的に設置された施設です。

■サービス量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

(回/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1回	0回	1回	0回	1回	0回
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1回		1回		1回	

【見込みと確保】

利用実績はありませんでしたが、障害者差別解消法が施行され、今後さらなる理解促進の機会、啓発が求められます。

(2) 自発的活動支援事業

(回/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1回	0回	1回	0回	1回	0回
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1回		1回		1回	

【見込みと確保】

今後も継続して事業実施を見込んでいます。

(3) 相談支援事業

(実施か所/年、人/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
障害者相談支援事業		1か所		1か所		1か所
基幹相談支援センター機能強化事業		1か所		1か所		1か所
住宅入居等支援事業		0人		0人		0人

【見込みと確保】

1市1町3村の共同で実施しており、今後も継続して事業実施を見込んでいます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

(人/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		1人		1人		1人

【見込みと確保】

利用実績はありませんが、潜在的に対象者はいると考えられるので、利用を見込んでいます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(人/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

利用実績はありませんが、潜在的に対象者はいると考えられるので、利用を見込んでいます。

(6) 意思疎通支援事業

(人/年、件/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	70人	63人	75人	19人	80人	20人
手話通訳者設置事業	1件	0件	1件	1件	1件	1件
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	30人		30人		30人	
	1件		1件		1件	

【見込みと確保】

実績は見込みを下回っています。令和元年の庁舎移転に伴い、手話通訳者が設置されました。今後も継続して事業実施を見込んでいます。

(7) 日常生活用具給付等事業

(件/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
介護・訓練支援用具	2件	0件	2件	1件	2件	1件
自立生活支援用具	3件	3件	3件	4件	3件	3件
在宅療養等支援用具	6件	3件	6件	3件	6件	3件
情報・意思疎通支援用具	5件	9件	5件	8件	5件	8件
排泄管理支援用具	1,100件	1,116件	1,150件	1,148件	1,200件	1,177件
居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件	1件	2件	2件
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
介護・訓練支援用具		1件		1件		1件
自立生活支援用具		3件		3件		3件
在宅療養等支援用具		3件		3件		3件
情報・意思疎通支援用具		8件		8件		8件
排泄管理支援用具		1,177件		1,177件		1,177件
居宅生活動作補助用具		2件		2件		2件

【見込みと確保】

見込みと実績が同程度で推移しています。今後も同様に推移することが見込まれます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(人/年)

第5期の見込み・ 実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
入門	8人	15人	8人	5人	8人	0人
基礎	6人	2人	6人	9人	6人	0人
第6期の見込み (研修修了者)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
入門		8人		8人		8人
基礎		6人		6人		6人

【見込みと確保】

年度によって実績にばらつきがありますが、今後も同様に研修修了者を見込んでいます。
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(9) 移動支援事業

(委託か所、実利用者数：人、サービス量：時間／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	14か所	14か所	14か所	15か所	14か所	15か所
	25人	21人	25人	20人	25人	20人
1,300時間	1,502時間	1,300時間	1,778時間	1,300時間	1,500時間	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	15か所		15か所		15か所	
	20人		20人		20人	
	1,500時間		1,500時間		1,500時間	

【見込みと確保】

事業所数、利用時間の実績が見込みを上回りました。今後もほぼ同様の利用が見込まれます。

(10) 地域活動支援センター

(実施か所／年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	4か所		4か所		4か所	

【見込みと確保】

市内に4か所設置されており、今後も継続して事業実施を見込んでいますが、利用者数の減少により、事業形態の変更等も考えられます。

2 任意事業

(人、回、件/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
福祉ホーム	2人	2人	2人	2人	2人	1人
日中一時支援	350回	426回	350回	344回	350回	400回
点訳・要約奉仕員	10人	13人	10人	11人	10人	0人
自動車運転免許証取得・改造助成	1件	0件	1人	3件	1人	1件
医療的ケア支援	2人	1人	2人	1人	2人	1人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
福祉ホーム	1人		1人		1人	
日中一時支援	450回		450回		450回	
点訳・要約奉仕員	10人		10人		10人	
自動車運転免許証取得・改造助成	1件		1件		1件	
医療的ケア支援	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

各事業ともほぼ見込みどおりの実績で推移しています。日中一時支援などは利用の増加が見込まれます。

第8章 障害児通所支援等の量の見込みと確保方策

第2期障害児福祉計画

1 障害児通所事業

■サービスの内容

サービス名	内容
①児童発達支援	障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障害児の家族を対象とした支援や保育所等の障害児を預かる施設の援助等にも対応します。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
⑥障害児入所支援 (福祉型)	障害のある児童の食事・排泄・入浴などの介護や相談・助言、日常生活能力の維持・向上の訓練などを行う施設への入所を支援します。
⑦障害児入所支援 (医療型)	上記の支援内容に加え、疾病の治療や看護を行う施設への入所を支援します。

■サービス量の見込み

(1) 児童発達支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	23人	32人	24人	43人	25人	36人
230人日	320人日	240人日	462人日	250人日	421人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	37人		37人		37人	
	400人日		400人日		400人日	

【見込みと確保】

利用人数・日数ともに見込みを上回る実績がありました。ここ数年は利用者が大幅に増加しましたが、今後は適正な利用、真に必要な人へサービス提供していく方策が求められています。

(2) 医療型児童発達支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

(3) 放課後等デイサービス

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	65人	59人	67人	68人	69人	92人
890人日	1,000人日	910人日	1,158人日	940人日	1,570人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	73人		73人		73人	
	1,241人日		1,241人日		1,241人日	

【見込みと確保】

見込みを上回る利用実績で推移しています。今後は適正な利用、真に必要な人へサービス提供していく方策が求められています。

(4) 保育所等訪問支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	5人	3人	2人	4人	3人
2人日	5人日	3人日	2人日	4人日	3人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	3人		3人		3人	
	3人日		3人日		3人日	

【見込みと確保】

毎年度一定の利用実績があり、今後も一定の利用が見込まれます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

(実利用者数：人／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		0人	

(6) 障害児入所支援（福祉型）

(実利用者数：人／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

今後も同様に利用が見込まれます。

(7) 障害児入所支援（医療型）

(人／年)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

今後も同様に利用が見込まれます。

2 障害児相談支援

■サービスの内容

障害児通所支援を申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

■サービス量の見込み

(実利用者数：人／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	88人	103人	91人	117人	94人	119人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	113人		113人		113人	

【見込みと確保】

見込みを上回る利用実績がありました。今後も引き続き一定の利用が見込まれます。

3 医療的ケア児調整コーディネーター

■サービスの内容

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

■サービス量の見込み

(人／年)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	1人	1人	1人	1人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

1名設置しており、引き続き設置を予定しています。

第9章 計画の推進体制と進捗評価

障害者をはじめ、難病患者や高齢者、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が、「制度の狭間」の問題で適切な支援を受けられないことがないように、医療機関や介護事業所、NPO 等の関係機関から、地域住民や関係団体、行政等の多様な主体が一体となって、包括的な支援体制の構築を図ります。

1 関係機関、地域との連携

(1) 関係機関との連携

障害者の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の障害者福祉に係る動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。さらに、近隣市町村との連携のもと取り組みを推進します。

(2) 地域との連携

市民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療・教育・雇用・施設関係や市民等、さまざまな立場からの参画を得て開催されている利根沼田地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

2 自立支援協議会の運営

障害のある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。そのため、本市では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として利根沼田地域自立支援協議会を設置しています。

協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障害のある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。

3 サービスの質の向上と供給体制の確保

(1) 事業者への支援

サービスの質の向上と安定した供給体制を確立するため、サービスの担い手となる事業者に対し、県や社会福祉協議会などと連携し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

(2) 人材確保・資質向上の支援

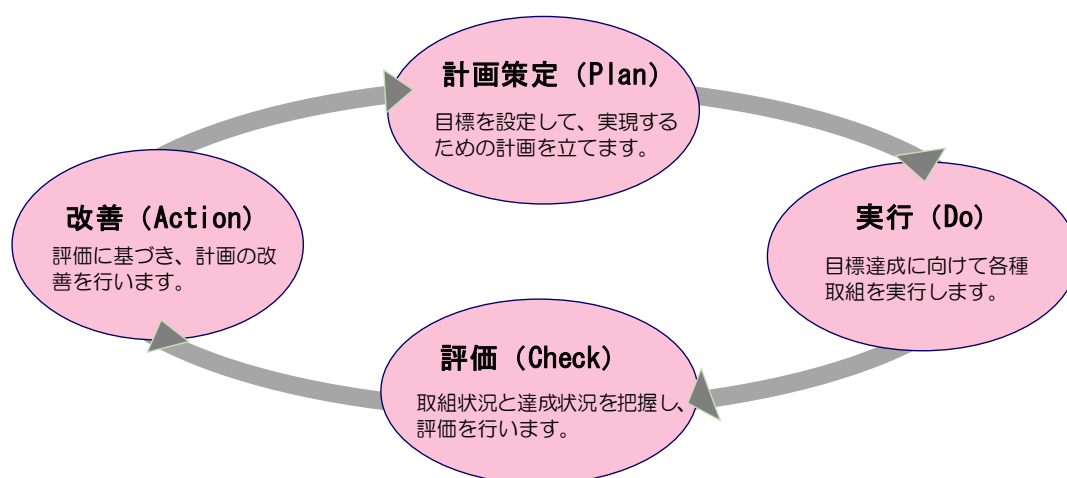
より質の高い福祉サービスを充足させるためには、専門人材の確保が必要であることから、社会福祉士、相談支援専門員などの専門人材の確保を支援します。

また、障害者（児）へのサービスに従事する人は、障害や障害のある人のことを正しく理解し、本人の気持ちに寄り添うことが大切です。さまざまな障害者（児）に適切な対応ができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上を図ります。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて市民に対して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。



沼田市障害福祉計画

障害者福祉計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

発行日／令和3年3月

発行・編集／沼田市健康福祉部社会福祉課 TEL 0278-23-2111 (代)
市ホームページ <https://www.city.numata.gunma.jp/>

市ホームページ

